Gibraltar

逓増定期保険

（無配当）

ご契約のしおり・約款

2018年4月版

Gibraltar
ジブラルタ生命

こんなときはすぐにお電話ください

保険金・給付金を請求したい

ご入院、ご不幸があったときの保険金・給付金のご請求

ご契約内容を変更したい

ご契約の減額、払済、延長、中途付加等のご請求

一時的に資金が必要になった

契約者貸付*1のご請求（電話貸付サービス*2が大好評です。）

保険契約者や受取人の変更をしたい

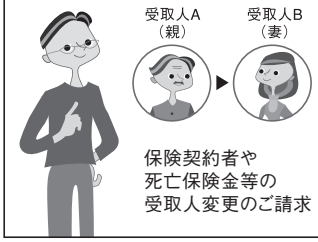

保険契約者や死亡保険金等の受取人変更のご請求

住所がかわった

住所、電話番号等のお客様情報変更のご連絡

名前がかわった

ご結婚等による名義変更のご連絡

ジブラルタ生命コールセンター

受付時間　平日8:30～20:00
土曜9:00～17:00
（日・祝・12/31～1/3を除く）

一般のお客様　**0120-37-2269**（ミナ ジブ ロック）　通話料無料

募集代理店を通じてご加入されたお客様　**0120-78-2269**（ナンバー ジブ ロック）　通話料無料

上記以外の時間は当社ホームページにてご用件を承っております。

＊1　契約者貸付とは?
一時的に資金が必要になった場合、ご加入いただいている生命保険をご解約することなく、解約返戻金の一定範囲内でご用立てする制度です。
保険種類により、またご加入からの経過年数等により契約者貸付をご利用できない場合がございます。

＊2　電話貸付サービスとは?
コールセンターへのお電話のみで契約者貸付がご利用いただけます。
上限は1契約につき1日1回100万円です。

インターネット・サービスへの登録はお済みですか?

インターネット・サービス

インターネット・サービスの主なサービス内容

●ご契約内容のご確認　●契約者貸付のご請求
●「保険料控除証明書」再発行のご請求　●住所・電話番号等のご変更

※24時間利用可能、カンタン登録、利用料は無料です。
※登録ご希望の方は下記ホームページから、または担当者もしくはコールセンターにお問い合わせください。

ジブラルタ生命ホームページ　**http://www.gib-life.co.jp/**

※ご契約の保険種類によっては、一部ご利用いただけないサービスもございます。詳細につきましては、お問い合わせください。
※ご契約に適用される諸利率は、金利情勢等に応じて変動することがあります。当社ホームページのお知らせ「ご契約に関する諸利率等について」に代表例を記載していますのでご覧ください。

07006080

会社記号欄

- 「ご契約のしおり・約款　受領確認書」に記載の内容をご確認いただき、必ずご本人様がご記入・ご署名のうえ、弊社担当者にお渡しください。
- 「ご契約のしおり・約款」は後日お届けする保険証券とともにお客様ご自身で保管いただき、ご活用ください。

ご契約のしおり・約款
受　領　確　認　書

逓増定期保険

（2018年4月版）

アイテムコード：101－1894C

キリトリ

ジブラルタ生命保険株式会社　御中

貴社の生命保険契約の申込に際し、申込前に「ご契約のしおり・約款」について説明を受け、内容を確認・了知しました。
また、上記の「ご契約のしおり・約款」を確かに受領しました。

（注）　生命保険契約の申込の際に、申込書とともにご提出ください。

確認日（記入日）	2 0 年（西暦）	月	日

契約者（自署）	
親権者・成年後見人等（自署）	

事業保険用押印欄

事業保険の場合、申込書と同一印を押印してください。

ご契約のしおり・約款の読み方

この冊子の読み方

◆この冊子はつぎの順番で記載されています

ご契約のしおり

この保険の約款のなかで特に保険契約者にとって大切な部分を抜き出し、わかりやすくご説明しています。

普通保険約款（主契約）

この保険のベースとなる部分です。生命保険会社と保険契約者との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの権利義務を規定しています。

特約条項（特約）

保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。

別　　表

普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。
「別表１」から順に記載しています。

◆ページ番号のふりかたについて

「ご契約のしおり」と「普通保険約款以降」の２部構成になっています。そのため、ページ番号もそれぞれ１ページ目から順にふっています。

ご契約のしおりのページ番号の記載　⇒　「ご契約のしおり―ＸＸ」

普通保険約款以降のページ番号の記載　⇒　「約款―ＸＸ」

「ご契約のしおり」の読み方

◆知りたい情報を探すときは…

「ご契約のしおり」はお読みいただきたい項目、知りたい情報等を簡単にお探しいただけるよう、「もくじ」に加えて「チェック表」「目的別もくじ」をご用意しています。「チェック表」はお申込の保険種類をチェックいただく場合等、「目的別もくじ」は『保険（主契約）の特徴としくみを知りたい』、『保険金等を請求したい』等、ポイントを絞って本書をお読みいただく場合に便利です。

お申込の保険種類を
チェックいただく場合等

➡ **チェック表**
4・5ページ

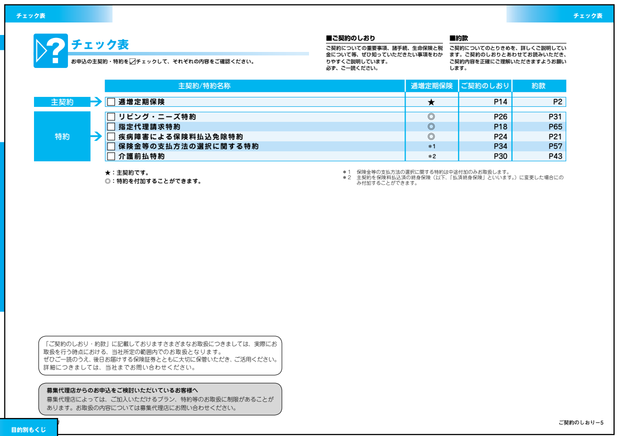

チェック表

お申込の主契約・特約を☑チェックして、それぞれの内容をご確認ください。

■ご契約のしおり
ご契約についての重要事項、諸手続、生命保険と税金について等、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。必ず、ご一読ください。

■約款
ご契約についてのとりきめを、詳しくご説明しています。ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

	主契約/特約名称	逓増定期保険	ご契約のしおり	約款
主契約	□ 逓増定期保険	★	P14	P2
特約	□ リビング・ニーズ特約	◎	P26	P31
	□ 指定代理請求特約	◎	P18	P65
	□ 疾病障害による保険料払込免除特約	◎	P24	P21
	□ 保険金等の支払方法の選択に関する特約	＊1	P34	P57
	□ 介護前払特約	＊2	P30	P43

★：主契約です。
◎：特約を付加することができます。

＊1 保険金等の支払方法の選択に関する特約は中途付加のみお取扱します。
＊2 主契約を保険料払込済の終身保険（以下、「払済終身保険」といいます。）に変更した場合にのみ付加することができます。

「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますさまざまなお取扱につきましては、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱となります。
ぜひご一読のうえ、後日お届けする保険証券とともに大切に保管いただき、ご活用ください。
詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

募集代理店からのお申込をご検討いただいているお客様へ
募集代理店によっては、ご加入いただけるプラン、特約等のお取扱に制限があることがあります。お取扱の内容については募集代理店にお問い合わせください。

ご契約のしおり−5

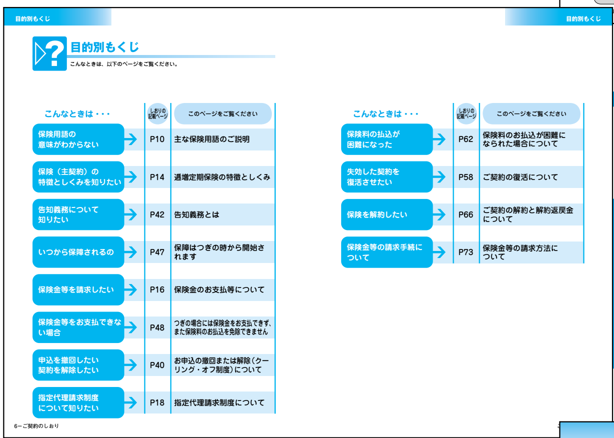

目的別もくじ

こんなときは、以下のページをご覧ください。

こんなときは・・・	しおりの記載ページ	このページをご覧ください
保険用語の意味がわからない	P10	主な保険用語のご説明
保険（主契約）の特徴としくみを知りたい	P14	逓増定期保険の特徴としくみ
告知義務について知りたい	P42	告知義務とは
いつから保障されるの	P47	保障はつぎの時から開始されます
保険金等を請求したい	P16	保険金のお支払等について
保険金等をお支払できない場合	P48	つぎの場合には保険金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません
申込を撤回したい 契約を解除したい	P40	お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について
指定代理請求制度について知りたい	P18	指定代理請求制度について
保険料の払込が困難になった	P62	保険料のお払込が困難になられた場合について
失効した契約を復活させたい	P58	ご契約の復活について
保険を解約したい	P66	ご契約の解約と解約返戻金について
保険金等の請求手続について	P73	保険金等の請求方法について

6−ご契約のしおり

目的から掲載ページを探す

➡ **目的別もくじ**
6・7ページ

ページ順に掲載ページを探す

➡ **もくじ**
8・9ページ

目次

しおり
チェック表 — 4
目的別もくじ — 6
主な保険用語のご説明 — 10
特徴としくみについて
●逓増定期保険の特徴としくみ — 14
●保険金のお支払等について — 16
●指定代理請求制度について — 18
●「死亡保険金即日支払サービス」について — 20
特約について
●疾病障害による保険料払込免除特約 — 24
●リビング・ニーズ特約 — 26
●介護前払特約 — 30
●保険金等の支払方法の選択に関する特約 — 34
ご契約について大切なことがら
●申込書・告知書のご記入について — 38
●保険契約締結の「媒介」と「代理」について — 39
●生命保険募集人について — 39
●当社の組織形態（株式会社）について — 39
●お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について — 40
●現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について — 41
●告知について — 42
●保険証券をお確かめください — 46
●保障はつぎの時から開始されます — 47
●つぎの場合には保険金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません — 48
●「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例 — 52
ご契約後について
●保険料のお払込方法について — 56
●保険料の払込猶予期間と失効について — 58
●ご契約の復活について — 58
●保険金支払等の際の保険料の清算について — 60
●保険料のお払込が困難になられた場合について — 62
●契約者貸付について — 64
●保障内容を見直す諸制度について — 65
●ご契約の解約と解約返戻金について — 66
●被保険者による保険契約者への解約の請求について — 67
●差押債権者、破産管財人等による解約について — 68
●保険金等の受取人による保険契約の存続について — 68
●保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について — 69
●生命保険と税金について — 70
保険会社からのお願い — 71
保険金等の請求方法について — 73
その他諸制度について
●個人情報の取扱について — 78
●取引時の確認について — 79
●保険契約等に関する情報の共同利用について — 80
●生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について — 83
●「生命保険契約者保護機構」について — 85
約款
●逓増定期保険普通保険約款 — 2
●疾病障害による保険料払込免除特約条項 — 21
●リビング・ニーズ特約条項 — 31
●介護前払特約条項 — 43
●特別条件付保険特約条項 — 51
●特定障害不担保特約条項 — 55
●保険金等の支払方法の選択に関する特約条項 — 57
●指定代理請求特約条項 — 65
●団体扱特約（A）条項 — 69
●団体扱特約（B）条項 — 73
●保険料口座振替特約（01）条項 — 75
別表
●別表１〜４、６、10 — 77

8−ご契約のしおり　ご契約のしおり−9

約款・特約条項の読み方

◆各約款・特約条項の最初のページには、大分類および各条の目次を掲載しています。

（例）

○○保険普通保険約款　目次

この保険の趣旨

1　責任開始期

第１条　　責任開始期

2　保険金の支払

第２条　　保険金の支払

第３条

・
・
・

大分類

◆約款・特約条項では、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規定しています（条文によっては「項」や「号」がない場合もあります）。

（例）

第１条 → **第１条（責任開始期）**

第１項 → 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

第１号 → (1)

第２号 → (2)

承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第１回保険料相当額を受け取った時、ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

第２項 → 2 前項により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。

第３項 → 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。

・
・
・

この「前項」とは、「第１項」を指しています。

チェック表

お申込の主契約・特約を☑チェックして、それぞれの内容をご確認ください。

	主契約/特約名称
主契約	☐ 逓増定期保険
特約	☐ リビング・ニーズ特約
	☐ 指定代理請求特約
	☐ 疾病障害による保険料払込免除特約
	☐ 保険金等の支払方法の選択に関する特約
	☐ 介護前払特約

★：主契約です。
◎：特約を付加することができます。

「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますさまざまなお取扱につきましては、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱となります。
ぜひご一読のうえ、後日お届けする保険証券とともに大切に保管いただき、ご活用ください。
詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

募集代理店からのお申込をご検討いただいているお客様へ
募集代理店によっては、ご加入いただけるプラン、特約等のお取扱に制限があることがあります。お取扱の内容については募集代理店にお問い合わせください。

■ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続、生命保険と税金について等、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。
必ず、ご一読ください。

■約款

ご契約についてのとりきめを、詳しくご説明しています。ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

	逓増定期保険	ご契約のしおり	約款
	★	P14	P2
	◎	P26	P31
	◎	P18	P65
	◎	P24	P21
	＊1	P34	P57
	＊2	P30	P43

＊1　保険金等の支払方法の選択に関する特約は中途付加のみお取扱します。
＊2　主契約を保険料払込済の終身保険（以下、「払済終身保険」といいます。）に変更した場合にのみ付加することができます。

目的別もくじ

こんなときは、以下のページをご覧ください。

こんなときは・・・	しおりの記載ページ	このページをご覧ください
保険用語の意味がわからない	P10	主な保険用語のご説明
保険（主契約）の特徴としくみを知りたい	P14	逓増定期保険の特徴としくみ
告知義務について知りたい	P42	告知義務とは
いつから保障されるの	P47	保障はつぎの時から開始されます
保険金等を請求したい	P16	保険金のお支払等について
保険金等をお支払できない場合	P48	つぎの場合には保険金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません
申込を撤回したい契約を解除したい	P40	お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について
指定代理請求制度について知りたい	P18	指定代理請求制度について

こんなときは・・・	しおりの記載ページ	このページをご覧ください
保険料の払込が困難になった →	P62	保険料のお払込が困難になられた場合について
失効した契約を復活させたい →	P58	ご契約の復活について
保険を解約したい →	P66	ご契約の解約と解約返戻金について
保険金等の請求手続について →	P73	保険金等の請求方法について

目　次

しおり

チェック表 ―― 4
目的別もくじ ―― 6

主な保険用語のご説明 ―― 10

特徴としくみについて
●逓増定期保険の特徴としくみ ―― 14
●保険金のお支払等について ―― 16
●指定代理請求制度について ―― 18
●「死亡保険金即日支払サービス」について ―― 20

特約について
●疾病障害による保険料払込免除特約 ―― 24
●リビング・ニーズ特約 ―― 26
●介護前払特約 ―― 30
●保険金等の支払方法の選択に関する特約 ―― 34

ご契約について大切なことがら
●申込書・告知書のご記入について ―― 38
●保険契約締結の「媒介」と「代理」について ―― 39
●生命保険募集人について ―― 39
●当社の組織形態（株式会社）について ―― 39
●お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について ―― 40
●現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について ―― 41
●告知について ―― 42
●保険証券をお確かめください ―― 46
●保障はつぎの時から開始されます ―― 47
●つぎの場合には保険金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません ―― 48
●「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例 ―― 52

ご契約後について
●保険料のお払込方法について ―― 56
●保険料の払込猶予期間と失効について ―― 58
●ご契約の復活について ―― 58
●保険金支払等の際の保険料の清算について ―― 60
●保険料のお払込が困難になられた場合について ―― 62
●契約者貸付について ―― 64
●保障内容を見直す諸制度について ―― 65
●ご契約の解約と解約返戻金について ―― 66
●被保険者による保険契約者への解約の請求について ―― 67
●差押債権者、破産管財人等による解約について ―― 68
●保険金等の受取人による保険契約の存続について ―― 68

●保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について ―― 69
●生命保険と税金について ―― 70

保険会社からのお願い ―― 71

保険金等の請求方法について ―― 73

その他諸制度について

●個人情報の取扱について ―― 78
●取引時の確認について ―― 79
●保険契約等に関する情報の共同利用について ―― 80
●生命保険会社の業務または財産の状況の変化による
生命保険契約への影響の可能性について ―― 83
●「生命保険契約者保護機構」について ―― 85

●逓増定期保険普通保険約款 ―― 2
●疾病障害による保険料払込免除特約条項 ―― 21
●リビング・ニーズ特約条項 ―― 31
●介護前払特約条項 ―― 43
●特別条件付保険特約条項 ―― 51
●特定障害不担保特約条項 ―― 55
●保険金等の支払方法の選択に関する特約条項 ―― 57
●指定代理請求特約条項 ―― 65
●団体扱特約（A）条項 ―― 69
●団体扱特約（B）条項 ―― 73
●保険料口座振替特約（01）条項 ―― 75
●別表１～４、６、10 ―― 77

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたってご参照ください

か

解約（かいやく）
ご契約を終了させ、その効力を将来にわたって消滅させることをいいます。

解約返戻金（かいやくへんれいきん）
ご契約が解約された場合等に、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

契約応当日（けいやくおうとうび）
ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に応当する日のことです。特に月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ月ごとまたは半年ごとの契約日に応当する日を指します。

契約年齢（けいやくねんれい）
契約日における被保険者の年齢で、満年齢で計算します。
（例）24歳７か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

契約日（けいやくび）
通常は責任開始日をいい、契約年齢や保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法＜経路＞等によっては、契約日と責任開始日が異なる場合があります。

告知義務（こくちぎむ）
保険契約者と被保険者がご契約のお申込をされるとき等に、現在の健康状態や職業、過去の病歴等、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただく義務を告知義務といいます。

告知義務違反（こくちぎむいはん）
告知の際に、事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反として、ご契約を解除することができます。

さ

失効（しっこう）
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることです。

主契約と特約（しゅけいやくとくやく）
約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

診査（しんさ）
診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。

責任開始期（日）（せきにんかいしき（び））
当社が、ご契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

た

第1回保険料相当額（だいかいほけんりょうそうとうがく）
ご契約のお申込の際にお払込いただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、第１回保険料に充当されます。

は

払込期月（はらいこみきげつ）
毎回の保険料をお払込いただく期間のことをいいます。月払は月単位、半年払は半年単位、年払は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。

被保険者（ひほけんしゃ）
生命保険の保障の対象となっている人のことをいいます。

復活（ふっかつ）
失効したご契約を当社の承諾を得て、有効な状態に戻すことをいいます。

保険金・給付金（ほけんきん・きゅうふきん）
被保険者が約款で定めるお支払事由に該当されたときにお支払するお金のことをいいます。

保険金・給付金受取人（ほけんきん・きゅうふきんうけとりにん）
保険契約者が指定した保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。

保険契約者（ほけんけいやくしゃ）
当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（たとえば、ご契約内容の変更等の請求権）と義務（たとえば、保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。

保険証券（ほけんしょうけん）
ご契約の保険金額や保険期間等、ご契約の内容を具体的に記載したものです。

保険年度（ほけんねんど）
契約日から起算して満1か年を第1保険年度といいます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……となります。

保険料（ほけんりょう）
保険契約者から当社にお払込いただくお金のことをいいます。

保険料期間（ほけんりょうきかん）
保険料払込期間中の契約応当日（月払、半年払、年払の場合、月ごと・半年ごと・年ごとの契約応当日）からつぎの契約応当日前日までの期間をいいます。

ま

免責事由（めんせきじゆう）
被保険者がお支払事由に該当された場合でも、被保険者の自殺行為等のケースでは保険金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

約款（やっかん）
“ご契約についてのとりきめ”を記載したものです。

猶予期間（ゆうよきかん）

払込期月内に保険料のお払込の都合がつかない場合のために、お払込の猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込がないと保険契約は失効します。なお、猶予期間は保険料払込方法〈回数〉によって異なります。

特徴としくみについて

逓増定期保険の特徴としくみ

特　徴

●保険期間中に被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに、死亡保険金または高度障害保険金を支払うことを主な内容とする定期保険です。
●死亡・高度障害保険金の金額が、前期期間経過後、毎年50％複利で基準保険金額の５倍まで増加する複利型の保険です。

※この保険は無配当保険です。
※満期保険金はありません。

し　く　み

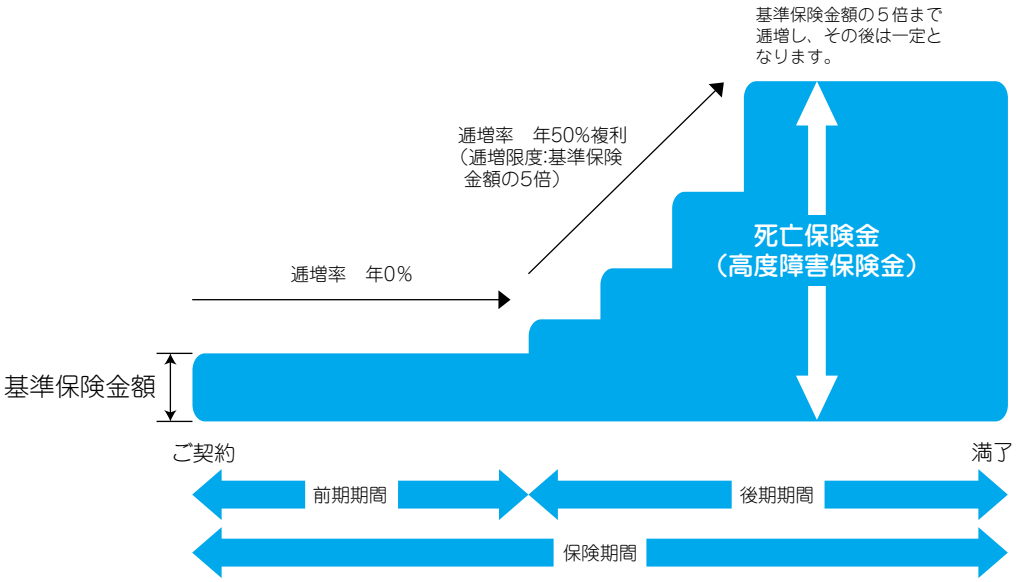

基準保険金額	保険契約締結の際、保険契約者のお申し出により定めた金額のことをいいます。
前期期間	契約日からその日を含め、保険契約者が指定した年数が経過した直後に到来する年単位の契約応当日の前日までの期間のことをいいます。
後期期間	前期期間が満了する日の翌日以後の保険期間のことをいいます。
逓増率	保険金額が逓増する割合のことをいいます。 この保険の前期期間と後期期間それぞれの逓増率はつぎのとおりです。 前期期間　年0% 後期期間　年50%複利
逓増限度	基準保険金額に対する逓増の限度のことをいいます。この保険の逓増限度は5倍です。
死亡保険金額	被保険者が死亡・高度障害状態（別表1）になられたときにお支払する各保険年度の保険金の金額は、つぎのように計算されます。 死亡保険金額＝基準保険金額×基準保険金額に乗じる率

基準保険金額に乗じる率（前期期間と保険年度ごと）

保険年度	前期期間				
	5年	6年	7年	8年	9年
第1保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
第2保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
第3保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
第4保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
第5保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
第6保険年度	1.500	1.000	1.000	1.000	1.000
第7保険年度	2.250	1.500	1.000	1.000	1.000
第8保険年度	3.375	2.250	1.500	1.000	1.000
第9保険年度	5.000	3.375	2.250	1.500	1.000
第10保険年度	5.000	5.000	3.375	2.250	1.500
第11保険年度	5.000	5.000	5.000	3.375	2.250
第12保険年度	5.000	5.000	5.000	5.000	3.375
第13保険年度以降 保険期間満了まで	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000

※保険金額は基準保険金額の5倍を限度とします。

保険金のお支払等について

保険金のお支払

お支払する保険金	お支払事由	お支払額*1	お受取になる人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	被保険者が死亡された日の死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間中に**高度障害状態**になられたとき	被保険者が高度障害状態（別表１）に該当された日の死亡保険金額と同額	被保険者*2

＊１　この保険の保険金額は逓増します。死亡・高度障害保険金のお支払額は、お支払事由に該当された日の保険金額となります。

＊２　保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、被保険者の同意を得て、被保険者のかわりに、高度障害保険金の受取人を保険契約者に指定または変更することができます。

ご参照

高度障害状態 〉〉〉 別表１参照

※死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません。

※保険金のお支払については、一時支払のほか、年金支払および据置支払もお取扱しております。詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約をご覧ください。

ご注意

●死亡保険金または高度障害保険金のいずれかを全額お支払した場合には、保険契約は消滅します。

●お支払する保険金の金額は、お支払事由に該当された日の保険金の金額になります（当社が保険金をお支払する日の金額ではありません）。

（例）前期期間が５年の契約で、第５保険年度に高度障害状態（別表１）となり、当社より保険金をお支払する日が第６保険年度となった場合

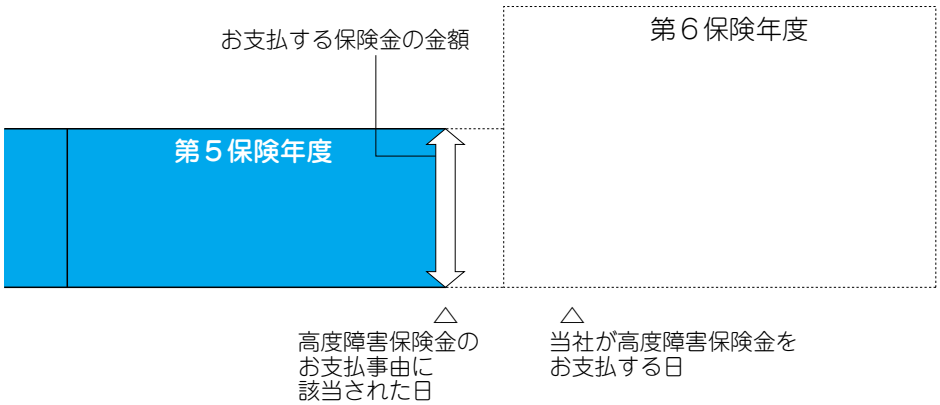

この場合にお支払する保険金の金額は、第５保険年度の保険金の金額となります。

保険料の払込免除

■被保険者がつぎの保険料の払込免除事由に該当したときは、以後の保険料のお払込が免除されます。

保険料の払込免除事由

被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**身体障害の状態**に該当したとき

ご参照

不慮の事故 >>> 別表２参照

身体障害の状態 >>> 別表３参照

■保険料の払込免除事由が発生した場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧いただき、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**をご提出ください。

ご参照

所定の請求書類 >>> 別表４参照

指定代理請求制度について

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等をご請求できない所定の事情があるときに、保険金等の受取人にかわり指定代理請求人がご請求を行うことができる制度です。

ご注意

●保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は、保険契約者）が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。

指定代理請求人について

・指定代理請求人は１名とし、つぎの①または②の範囲内から指定していただきます。

①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
②主契約の被保険者の３親等内の親族

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記①または②の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。

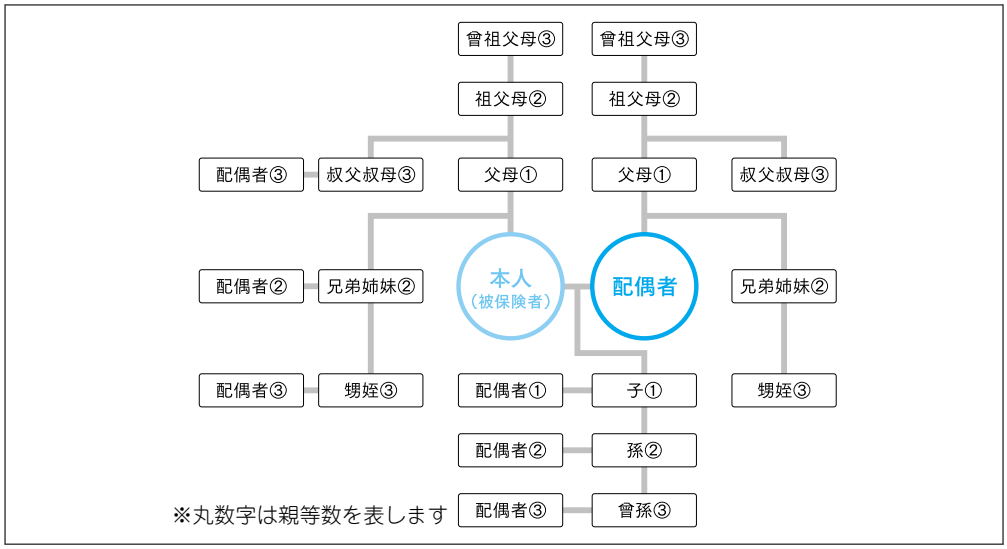

ご注意

●指定代理請求特約による代理請求を確実に行うため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

代理請求が可能なケースについて

❶ 指定代理請求人による代理請求

・つぎの〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等のご請求を行うことができます。

〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉

①保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
②当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
③その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

ご注意

●故意に保険金等のお支払事由（保険料の払込免除事由を含みます）を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等をご請求できない上記の状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

❷ 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

・❶の〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がない場合には、その受取人と生計を一にする者）が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

①指定代理請求人が保険金等のご請求時において、すでに死亡している場合
②指定代理請求人が保険金等のご請求時において、指定代理請求人についての①または②の範囲外である場合
③指定代理請求人が指定されていない場合

代理請求ができる保険金等について

・この特約の対象となる保険金等＊1はつぎの範囲内となります。

＊1　保険金、給付金、年金、保険料の払込免除を含み、給付の名称のいかんを問いません。

①主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
②主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

※保険金等の支払方法の選択に関する特約により支払われる年金についても当社所定の条件を満たすことで、指定代理請求人による代理請求を行うことができます。

「死亡保険金即日支払サービス」について

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金については「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱をしております。
「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

ご注意
●死亡保険金受取人が法人または個人事業主である場合は、このサービスの利用はできません。

お取扱の対象となるご契約

・責任開始日（復活または復旧の取扱が行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始日）から２年を経過しているご契約
・死亡保険金受取人が単独指定されているご契約
・死亡保険金受取人が法人または個人事業主ではないご契約
・死亡保険金受取人が未成年ではないご契約
・有効中のご契約（保険料払込猶予期間中の死亡、払済・延長定期契約も含みます）
・当社が定める保険種類

お取扱の対象外となるご契約

・死亡保険金受取人が複数人指定されているご契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱しません。
・死亡保険金をお支払できない可能性があるご契約や取消、無効または解除の可能性があるご契約はお取扱できません。
・死亡保険金受取人の死亡保険金のご請求に関する行為能力または死亡保険金の請求権に制限のあるご契約はお取扱できません（質権設定中契約または死亡保険金請求権差押契約等はお取扱できません）。

このサービスでお支払する死亡保険金について

・死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに500万円を上限とし、死亡保険金等の全部または一部をお支払します。
・このサービスの対象とならない保険金等もあります。
・お取扱する回数は、１契約につき１回に限ります。
・死亡日より２週間以内にお申し出いただいたご契約に限ります。
・一部お支払した場合の残額は、後日約款所定の請求書類をご提出いただき、お支払します。

提出書類

〔○⇒ご提出が必要です　×⇒ご提出は不要です〕

請求書類	死亡保険金即日支払請求時の必要書類	
	死亡保険金の一部請求	死亡保険金の全部請求
死亡保険金簡易支払請求書	○	○
死亡診断書（死体検案書）	○＊1	○＊1
被保険者の住民票（戸籍抄本）	×	○＊2
保険証券	×	○

＊１　死亡診断書（死体検案書）はコピーでもお取扱します。
＊２　死亡保険金支払後に、死亡事実の記載された被保険者の住民票（または戸籍抄本）をご提出いただきます。

ご注意

●ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によりましては、死亡保険金がその日のうちにお支払できない場合もございます。
●その他当社の定めるところによります。

死亡保険金のお支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社にご連絡ください。

Memo

特約について

特約の保障内容

疾病障害による保険料払込免除特約

疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約

特　徴

この特約を付加された場合には、主契約の保険料の払込免除事由に該当されたときのほか、疾病によりつぎのいずれかの状態に該当されたときにも、以後の保険料のお払込を免除します。

保険料の払込免除事由

被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として**身体障害の状態**に該当したとき

お払込の免除の対象となる身体障害の状態

①１眼の視力を全く永久に失ったもの
②両耳の聴力を全く永久に失ったもの
③１上肢を手関節以上で失ったか、または１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
④１下肢を足関節以上で失ったか、または１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
⑤10手指の用を全く永久に失ったもの
⑥１手の５手指を失ったか、または第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの
⑦10足指を失ったもの
⑧脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
⑨呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
⑩恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
⑪心臓に人工弁を置換したもの
⑫腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
⑬ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの
⑭直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

ご参照　身体障害の状態 >>> 疾病障害による保険料払込免除特約条項　附則参照

■保険料の計算について
この特約の保険料は、主契約の保険料の額に基づいて計算されます。

■保険期間および保険料払込期間について
この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている主契約の保険料払込期間が満了するときまでとなります。

■保険料の払込免除事由が発生した場合
「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧いただき、すみやかに、当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**をご提出ください。

ご参照

所定の請求書類 〉〉〉 別表４参照

ご注意

●この特約には解約返戻金はありません。

保険料のお払込を免除できない場合

❶保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって前ページ記載の「お払込の免除の対象となる身体障害の状態」になられたとき
❷被保険者の薬物依存によって前ページ記載の「お払込の免除の対象となる身体障害の状態」になられたとき
※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

特約の保障内容

リビング・ニーズ特約

死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約

特　徴

当社は、被保険者の余命が６か月以内と判断される場合、当社の定めるところにより、死亡保険金額の一部または全部を被保険者にお支払します。

※高度障害保険金の受取人が法人の場合には、リビング・ニーズ特約による保険金の受取人は法人とします。

し　く　み

■死亡保険金額の全部を支払う場合

（例）前期期間が５年の契約で、第８保険年度に死亡保険金の全部を支払う場合

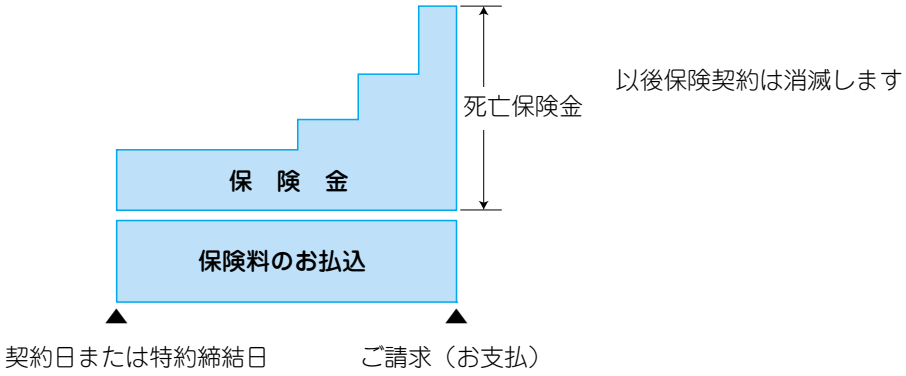

※逓増定期保険のリビング・ニーズ特約による保険金の支払対象となる金額は、この特約の請求日における死亡保険金額とします（当社が保険金をお支払する日の金額ではありません）。

■死亡保険金額の一部を支払う場合

（例）前期期間が５年の契約で、第８保険年度に死亡保険金の一部を支払う場合

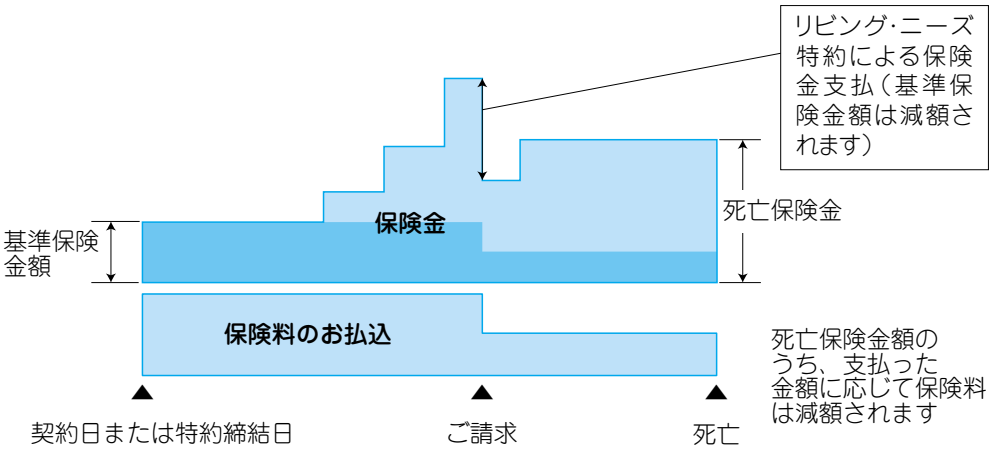

■後期期間中に死亡保険金額の一部をご請求される場合、ご請求いただける金額は基準保険金額をもとに当社の定めた方法により算出した金額となります（お取扱の詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください）。

ご注意

●死亡保険金額の全部をお支払した場合、保険契約は消滅します。付加されている特約もすべて消滅します。

●死亡保険金額の一部を支払った場合には、当社の定めるところにより、以後保険金額は減額されたものとしてお取扱します。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払しません。付加されている特約は消滅することなく継続します。

この特約による保険金のお支払について

■保険金のお支払について

被保険者から当社にご請求があり被保険者の余命が６か月以内と判断される場合に、**この特約による保険金**＊1＊2を被保険者にお支払します。

＊1　複数の保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合でも、この特約による保険金の最高支払限度は他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円を限度とします。3,000万円の支払上限に至った場合には、以後この特約によるご請求は受け付けません。この場合、このリビング・ニーズ特約による保険金請求者が被保険者であるか指定代理請求人であるか法人であるかを問いません。

＊2　この特約による保険金支払の際には、支払保険金額から６か月相当分の利息および保険料を控除します。このとき、貸付金がある場合にはその元利金合計額も合わせて控除します。

余命６か月以内の判断について

●余命６か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。

●余命６か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行なっても余命６か月以内であることを意味します。

●「診断書」中には、被保険者の余命が６か月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。ご請求の際には、この欄に医師の意見を記入していただいてください。

ご注意

●リビング・ニーズ特約による保険金支払は一保険契約について１回を限度とします。

●リビング・ニーズ特約による保険金のご請求時に、主契約が保険金削減期間中である場合には、この特約により支払われる保険金額についても、保険金削減支払法を適用します。

■リビング・ニーズ特約による保険金のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧いただき、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**をご提出ください。

ご参照

所定の請求書類 >>> 別表４参照

ご注意

●逓増定期保険にあっては、リビング・ニーズ特約による保険金の請求は、保険期間満了の12か月以上前であることを要します。

保険金をお支払できない場合

■保険契約者または被保険者の故意により、被保険者の余命が６か月以内と判断される状態に該当したときはこの特約による保険金のお支払はできません。

※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

特約の保障内容

介護前払特約

死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約

※この特約は、主契約を払済終身保険に変更した場合にのみ付加することができます。

特　徴

主契約が払済終身保険に変更され、被保険者が満65歳以上で所定の要介護状態になった場合に、主契約の保険金額の一部について、介護年金のお支払による保険金の前払を保障する特約です。

し　く　み

■払済終身保険に「介護前払特約」を付加した場合

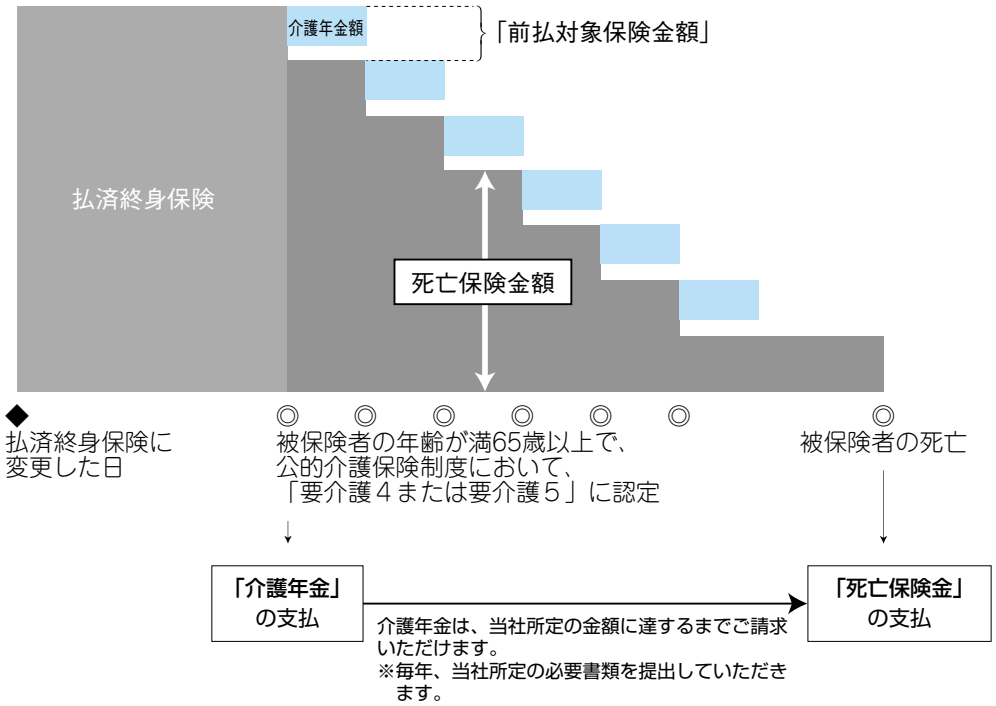

この特約により介護年金が支払われた場合には、ご請求された介護年金額を基準として請求日における当社の所定の率および計算方法により計算された保険金額（前払対象保険金額）が、主契約の保険金額から減額されたものとしてお取扱します。この場合、この減額部分に対する解約返戻金があってもお支払しません。
被保険者が死亡した場合、前払対象保険金額を主契約の保険金額から差し引いた残余保険金額を死亡保険金としてお支払します。

この特約による介護年金のお支払について

■介護年金のお支払について

❶つぎの条件を満たす場合に、この特約による介護年金をお支払します。
(1) 主契約が払済終身保険に変更されていること
(2) 被保険者年齢が満65歳以上であること
(3) 被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、「要介護４または要介護５」に認定されていること

❷介護年金の受取人は、被保険者となります。

■介護年金額について

❶介護前払特約による介護年金のご請求は、前払対象保険金額が、一被保険者につき3,000万円となる介護年金額まで、かつ主契約の残余保険金額が10万円となる介護年金額までとなります。

❷介護年金額は10万円から指定することができます。

❸介護年金のお支払は年１回です。ただし、１年分の介護年金額を当社の定める回数および方法により月払・３か月払・半年払のように分割してお支払することもできます。

❹介護前払特約による介護年金のお支払で、主契約の保険金額の一部を前払対象保険金としてお支払した場合でも、付加されている特約は消滅することなく、そのまま継続します。

❺複数の保険契約に介護前払特約が付加されている場合でも、この特約による介護年金のお支払は、他の保険契約と通算して、一被保険者につき前払対象保険金額が3,000万円となる額を限度とします。前払対象保険金額の合計が3,000万円に達した場合には、この特約による介護年金の請求者が被保険者であるか指定代理請求人であるか法人であるかを問わず、以後この特約による介護年金のご請求はお受けできません。

❻介護前払特約による介護年金のお支払は、一保険契約につき年１回を限度とします。

■特約の保険料について

介護前払特約については、特約保険料のお払込の必要はありません。

■特約の付加について

主契約を払済終身保険に変更した場合に付加することができます。また、当社の定めるところにより、公的介護保険制度における要介護４または要介護５に該当された後でも付加することができます。

■特約の消滅について

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
①主契約が消滅したとき
②リビング・ニーズ特約による保険金が支払われたとき
③この特約の前払対象保険金額の合計額が当社所定の金額をこえるとき
④主契約に質権が設定されたとき

■介護前払特約による介護年金のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧いただき、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**をご提出ください。

ご参照

所定の請求書類 >>> 別表４参照

ご注意

- ●介護前払特約において、被保険者の要介護状態の認定は１年ごとに行う必要があります。２年目以降も要介護状態が継続している場合には、第１回介護年金請求時と同様に請求書類をご提出ください。
- ●ご請求の介護年金額が、前払対象保険金額と同額の主契約の保険金額を減額した場合における解約返戻金額を下回る場合があります。介護年金をご請求の際には、事前に当社にお問い合わせのうえ、ご利用の判断をしてください。
- ●ご請求ごとの介護年金額が同額である場合でも、主契約の保険金額から減額される保険金額（前払対象保険金額）は、請求日における当社の所定の率および計算方法により計算されるため、多くの場合異なります。
- ●リビング・ニーズ特約による保険金のご請求とこの特約の介護年金のご請求を重ねて受けた場合には、この特約の介護年金のご請求はなかったものとしてお取扱し、この特約の介護年金はお支払しません。

公的介護保険制度について

【公的介護保険制度による要介護認定と要介護更新認定について】

公的介護保険制度	：介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。
要介護認定	：介護保険法第19条（平成９年12月17日法律第123号）に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分についての市町村の認定をいいます。
要介護更新認定	：介護保険法第28条第２項（平成９年12月17日法律第123号）に定義される要介護認定の更新をいいます。

【公的介護保険制度の要介護４以上の状態について】

「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成11年４月30日厚生省令第58号）第１条第１項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護４：要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）またはこれに相当すると認められる状態

要介護５：要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）またはこれに相当すると認められる状態

【法令等の改正に伴うお支払事由の変更について】

●当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

●この場合、当社は法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨を、お支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。

●法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、お支払事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。

(1) お支払事由の変更を承諾する方法

(2) お支払事由変更日の前日に解約する方法

●指定がなされないままお支払事由変更日が到来したときは、「(1)お支払事由の変更を承諾する方法」が指定されたものとみなします。

介護年金をお支払できない場合

■保険契約者もしくは被保険者の故意もしくは重大な過失または被保険者の犯罪行為もしくは**薬物依存**により、被保険者が公的介護保険制度に定める要介護４または５の状態に該当したときは、この特約による介護年金のお支払はできません。

※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

ご参照　薬物依存 >>> 介護前払特約条項　備考４．参照

特約の保障内容

保険金等の支払方法の選択に関する特約

死亡保険金等を年金で受け取り、または一定期間据え置くための特約

特　徴

保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加することによって、保険金等を一時金以外の方法で受け取ることで、保険金等の受取人の将来の生活の安定をはかることができます。

選択できる受取方法

確定年金（年金支払期間指定型）	・指定された年金支払期間中、その年金支払期間により定まる一定額の年金を、お支払します。 ・年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。	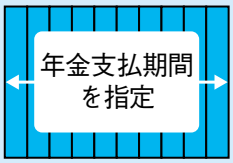
確定年金（年金額指定型）	・指定された年金額を、その年金額により定まる年金支払期間中、お支払します。 ・年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。	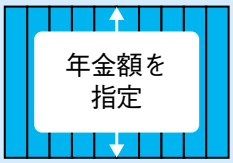
保証期間付終身年金	・年金受取人が年金支払日に生存されている場合、年金をお支払します。 ・保証期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。	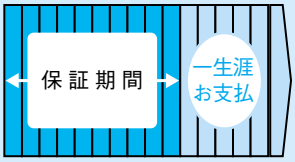
保証期間付夫婦連生終身年金	・年金受取人またはその配偶者のいずれかが年金支払日に生存されている場合、年金をお支払します。 ・保証期間中に年金受取人およびその配偶者のいずれもが死亡された場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。	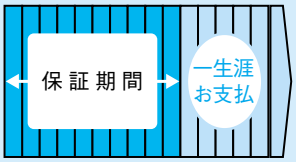 夫婦いずれかが生存されている限り終身受取
据置支払	・保険金等や解約返戻金の全部または一部を据え置くことができます。	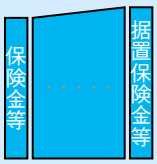

●受取方法の詳細につきましては、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項をご覧ください。

■保険金等の支払方法の選択に関する特約はつぎのとおり付加することができます。

①保険金等（所定の給付金を含むものとします）を年金支払または据置支払によりお受取になる場合、保険契約者または保険金の受取人からのお申し出により付加することができます。
②当社所定の要件を満たした解約返戻金を年金支払または据置支払によりお受取になる場合、保険契約者からのお申し出により付加することができます（ご契約によっては、お取扱できない場合があります）。
※保険金等の支払後には、この特約は付加できません。

■年金支払または据置支払の対象となる金額はつぎのとおりです。

①保険金等（所定の給付金を含むものとします）の場合、保険金等の全部または一部
②解約返戻金の場合、解約返戻金の全部または一部

年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置が開始された時における、当社所定の利率および計算方法により計算します。

ご注意

●年金受取人が保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することができるのは、年金基金設定日以後年金開始日前に限ります。
また、据置保険金等の受取人は、保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することはできません。
ただし、年金支払や据置支払にかえて、一時支払をご請求いただけます。
詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項「第11条（年金または据置保険金等の一時支払）」をご覧ください。
●年金受取人が法人の場合、保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金のお取扱はしません。
●その他、この特約のお取扱等詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

■保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金、死亡一時金および据置保険金等のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧いただき、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**をご提出ください。

ご参照

所定の請求書類 〉〉〉 別表４参照

死亡一時金等をお支払できない場合

❶死亡一時金受取人が、故意に年金受取人を死亡させたときはこの特約による死亡一時金のお支払はできません。＊1

❷配偶者が、故意に年金受取人を死亡させたときはこの特約による夫婦年金のお支払はできません。

＊１　年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金で、年金受取人および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、死亡一時金受取人が、故意に年金受取人または配偶者を死亡させたときこの特約による死亡一時金のお支払はできません。

※重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

ご契約について
大切なことがら

申込書・告知書のご記入について

ご契約の申込書･告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で署名・捺印（捺印が必要な場合）をお願いします。また、ご契約の際に書面により告知していただいた場合にお渡しする告知書（被保険者様控）はお手元で大切に保管してください。

告知の詳細について 詳しくは、42～45ページをご参照ください。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。**したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。**
また、ご契約の成立後にご契約内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容の変更等のお手続の例）
・保険契約の復活　　・特約の中途付加　　等

それぞれのお手続の内容について、詳しくは「ご契約のしおり」または約款をご覧ください。

当社の組織形態（株式会社）について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について

ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます。

生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださるようお願いします。
お申込者または保険契約者（以下「お申込者等」といいます）は、ご契約の「お申込日」または「クーリング・オフ制度に関する記載のある書面（注意喚起情報）を受け取ったことを確認した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、書面によりご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（以下「お申込の撤回等」といいます）をすることができます。

お申込の撤回等の方法としては、書面を当社に直接ご持参いただくか、もしくは郵便（はがき・手紙）によりご送付ください（10日以内の消印まで有効）。この場合、書面には「お申込の撤回等をする旨」を明記のうえ、下記事項をご記入ください。

・お申込者等の氏名（自署）
・住所
・電話番号
・第１回保険料相当額

※お申込者等が法人の場合、申込書と同一印の押印も必要です。

お申込の撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお払込いただいた金額をお返しします。

なお、つぎの場合にはクーリング・オフのお取扱をしません。
①当社の指定した医師の診査を受けられた場合
②債務履行の担保のための保険契約である場合
③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

ご注意
●ご契約のお申込を撤回することのできる期間およびご契約をその成立時にさかのぼって解除することができる期間には、上記のとおり制限があります。

現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について

現在ご契約の保険契約を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

■解約または減額の際にお払戻できる金額は、多くの場合、お払込保険料（減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料）の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約または減額されたときの解約返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
■ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

新たな保険契約につきましては、つぎのお取扱となることがありますのでご注意ください。

■お申込に際して、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合がございます。
■新たな保険契約の責任開始期から２年以内の自殺の場合には、保険金・給付金等をお支払しません。
■新たな保険契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、主契約または各特約に定める保険金または給付金等のお支払事由には該当しません（ただし、普通死亡保険金を除きます）。
■新たな保険契約の告知をいただく際、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金等が支払われない場合があります。

新たな保険契約のお申込をされる場合でも、現在ご契約の保険契約は、保険契約者の意思により、いつでも、将来に向かって、解約することができます。

告知について

ご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。

告知義務とは

■保険契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。

■生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

■ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業**等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知の方法

ご健康状態や職業については、ありのままお伝えください。

■診査を行うご契約の場合（診査医扱）

当社指定の医師が、被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）等についておたずねしますので、**その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえご署名ください。

■診査を行わないご契約の場合（診査医扱以外）

告知書に保険契約者または被保険者自身のありのままをご記入ください。過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）等、告知書にご記入いただく事項は、当社がご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことがらですから、書面(当社所定の情報端末を利用した場合は、表示された告知画面)でおたずねすることにしております。

このお取扱は勤務先の健康診断の結果によって健康状態を確認する場合も同様です。

ご注意

●告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●なお、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等は、ご契約をお断りする場合もあります。

傷病歴・通院事実等を告知された場合

■所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。

■ご契約のお引受について、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

1．無条件でご契約をお引受させていただく
2．特別な条件付のうえでご契約をお引受させていただく
3．今回のご契約はお断りさせていただく

傷病歴等がある方への引受対応について

■特別条件付引受制度について

当社では、保険契約者間の公正を保つため、被保険者のおからだの状態すなわち保険金等のお支払が発生するリスクに応じて、下記の特約を付加し、特別な条件をつけてご契約をお引受する場合があります。

■特別条件付保険特約
「保険料の割増」「保険金・給付金の削減」「特定部位・特定疾病不担保」

■特定障害不担保特約
「特定障害の不担保」

この場合には、当社よりその条件をご提示しますので、この「ご契約のしおり・約款」の特別条件付保険特約条項または特定障害不担保特約条項をご熟読のうえ、お示しした条件をご承諾いただければ、ご契約をお引受します。ご承諾に当っては、当社所定の「承諾書」にご署名、ご捺印（捺印が必要な場合）ください。

ご注意

●特別条件付保険特約条項が適用されたご契約については、普通保険約款に定めるご契約内容の変更等のうち、つぎのお取扱をすることができなくなります。
(1)保険金削減期間中の払済保険への変更
(2)原保険契約への復旧　　等

告知義務違反について

■もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、**保険金等をお支払できないことがあります。**

■告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを

告知された場合、責任開始日（復活日・復旧日）から２年以内であれば、当社は**「告知義務違反」**として**ご契約または特約を解除することがあります。**

■告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

ご注意

●責任開始日（復活日・復旧日）から２年を経過していても、保険金や給付金のお支払事由等が２年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

●ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払する事由が発生していても、**これをお支払することはできません。**また、保険料のお払込を免除する事由が発生していても、**お払込を免除することはできません**[*1]。
この場合には、解約の際にお支払する返戻金があれば保険契約者にお支払します。

＊１　「保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払または保険料のお払込を免除することがあります。

●なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。**
この場合、
・告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後にも取消となることがあります。
・また、すでにお払込いただいた保険料はお返ししません。

●「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。
・一般のご契約と同様に告知義務があります。
「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

・また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
・よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもあります**ので、ご留意くださいますようお願いします。

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込の免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

保険証券をお確かめください

ご契約をお引受しますと、当社は、保険証券を保険契約者にお届けします。保険証券に書いてあることがらが、ご自身がお申込された内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申込内容と保険証券が違っているときには、当社にご連絡ください。

保険証券は、ご契約上のさまざまなお手続にかかせないものですので、大切に保管してください。

保障はつぎの時から開始されます

当社がご契約のお申込を承諾した場合には、第１回保険料相当額のお払込と告知とがともに完了した時から保険契約上の責任を負います。

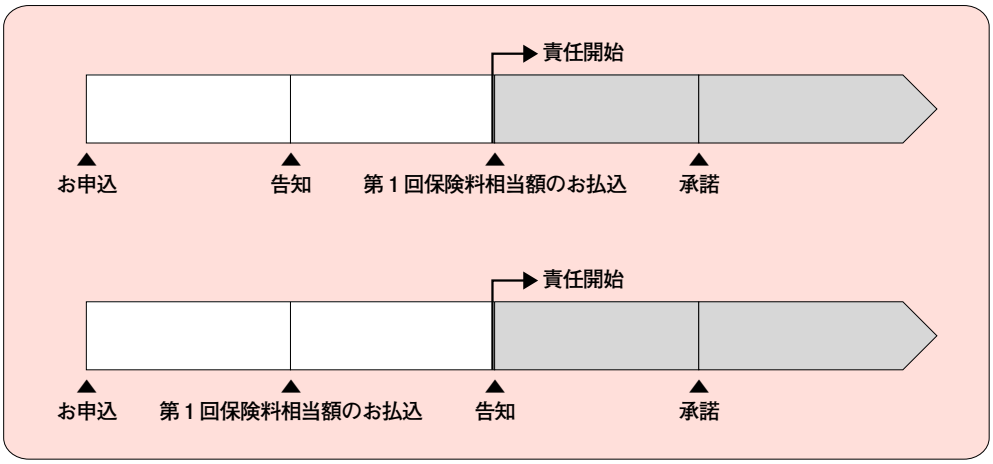

■クレジットカードを利用して第１回保険料相当額をお払込になる場合

・当社所定の端末機を利用した場合は、クレジットカードの有効性等を確認した時（「クレジットカード売上票お客様控」に表示されているご利用日）に第１回保険料相当額が払い込まれたものとします。

・クレジットカード利用票を利用した場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時に第１回保険料相当額が払い込まれたものとします。

・クレジットカードによる保険料のお払込は、第１回保険料のみ行っています。

■金融機関等のキャッシュカードを利用して第１回保険料相当額をお払込になる場合

・金融機関等のキャッシュカードを、当社所定の端末機に読み取らせた場合は、端末機に口座引き落とし確認を表す電文が表示された時（「デビットカード口座引落確認書お客様控」に表示されているご利用日）に第１回保険料相当額が払い込まれたものとします。

※クレジットカード、キャッシュカードをご利用いただいた場合には、保険契約者からのお申し出がない限り、「第１回保険料充当金領収証」を発行しません。

ご注意

●通常は責任開始日が契約日となりますが、保険料のお払込方法＜回数＞・＜経路＞によっては契約日が責任開始日の属する月の翌月１日となります。

つぎの場合には保険金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません

免責事由に該当する場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかにより支払事由に該当したときは、保険金等のお支払はできません。

保険金等の名称	免責事由（お支払できない事由）
死亡保険金	❶責任開始日（最後の復活日・復旧日）から２年以内の被保険者の自殺*1 ＊１　自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払する場合もありますので、当社へお問い合わせください。 ❷保険契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき
高度障害保険金	❶保険契約者または被保険者の故意によって高度障害状態（別表１）になられたとき

保険料の払込を免除できない場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかにより保険料の払込を免除する場合に該当したときは、保険料の払込免除のお取扱はできません。

❶保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
❷被保険者の犯罪行為
❸被保険者の精神障害を原因とする事故
❹被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
❺被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
❻被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

保障の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合

保障の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、保障の責任開始期以後に高度障害状態による支払事由に該当した場合は、高度障害保険金のお支払はできません。

ただし、以下の場合には高度障害保険金のお支払の対象になることがあります。

保障の責任開始期前に生じた疾病について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されたことがない場合(ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。)」。

告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合は、保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

重大事由による解除の場合

つぎのような重大事由に該当し、ご契約が解除された場合は、保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

当社が重大事由により保険契約を解除するのはつぎのような場合です。

❶保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
❷保険金等のご請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
❸他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
❹保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められる場合
❺この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記❶～❹と同等の事由があ

る場合

❻保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記❶～❺と同等の重大な事由がある場合

この場合、上記に定める事由が生じた後に、保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、当社は保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

ただし、上記❹の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します。

また、すでに保険金等をお支払していたときでも、当社はその返還を請求することができ、すでに保険料のお払込を免除していたときでも、当社はその保険料のお払込を求めることができます。

＊1　暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

＊2　反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

詐欺によりご契約が取り消された場合や保険金等を不法に取得する目的によりご契約が無効とされた場合は、保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

この場合、すでにお払込いただいた保険料は払い戻しません。

ご契約の失効の場合

保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合は、保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

ご注意

●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加等により、この保険・特約のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金・給付金・一時金・年金等を削減してお支払するか、お支払しないこと、または保険料のお払込を免除しないことがあります。

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例

ご契約内容によっては、記載された事例と異なる場合があります。「お支払する場合」の事例でも、保険金･給付金をお支払できない他の事由にあてはまるときは、お支払できないことがあります。

事例 1　告知義務違反による解除

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活等の場合は復活日等）から2年以内であれば、ご契約が解除となり、保険金・給付金をお支払できないことがあります。

（責任開始日から2年を経過していても、2年以内に保険金や給付金のお支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります）

※保険金等のお支払事由となる原因が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金等をお支払します。

＜死亡保険金の例＞

お支払する場合	お支払できない場合
●ご加入時に「血圧が高いこと」を告知書で**正しく告知**し、特別条件付（保険料の上乗せ）で加入された。 ご加入時から**1年後**に「高血圧」を原因とする「脳卒中」で亡くなられた場合。 ※告知義務違反がないため、保険金をお支払します。	●ご加入前の「慢性肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入された。 ご加入から**1年後**に「慢性肝炎」を原因とする「肝癌」で亡くなられた場合。 ※告知義務違反のためご契約は解除となり、保険金はお支払できません。

事例 2　障害状態と回復の見込み

高度障害保険金

高度障害保険金、障害給付金は、約款に定める障害状態に該当し、回復の見込みのないことがお支払の要件となります。

＜高度障害保険金の例＞

お支払する場合	お支払できない場合
●両眼の矯正視力が0.02以下となり、**回復の見込みがない場合。** ※約款に定める障害状態に該当し、回復の見込みがない（症状固定）ため、お支払します。	●病気で両眼の矯正視力が**0.02以下**となったが、手術を行い、将来**回復の見込みがある**場合。 ※約款に定める障害状態に該当しますが、回復の見込みがあるため、お支払できません。

Memo

ご契約後について

保険会社からのお願い

保険金等の請求方法について

保険料のお払込方法について

保険料のお払込方法<経路>について

お払込にはつぎのような方法<経路>があります。

❶口座振替でお払込になる場合

当社が提携している金融機関等の保険契約者が定めた預金口座から自動的に保険料が当社に振り込まれます。

❷送金扱でお払込になる場合

あらかじめ、当社から払込案内をお送りしますので、払込期間中に当社指定の金融機関等にお払込ください。その際のお払込時の明細は、保険料領収書のかわりとなりますので、大切に保管してください。

❸団体扱でお払込になる場合

その団体を経由してお払込いただきます。この場合、個々の保険契約者には保険料領収証をお渡ししません。

❹持参してお払込になる場合

あらかじめ、当社から払込案内をお送りしますので、払込期間中に同封の振替用紙により、当社指定のもよりの郵便局またはコンビニエンスストア等に持参してお払込ください。その際の受領証は保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保管してください。

口座振替でお払込になる場合について

●保険料の振替

・当社が提携している金融機関等の保険契約者が定めた預金口座から所定の振替日に保険料が振替されます。

・振替日は当社と提携の銀行、信用金庫等の各金融機関との間で定めています。

●口座振替ができなかった場合のお取扱

・預金残高不足等の理由で口座振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、月払のご契約は２か月分を振替させていただきますが、万一２か月分に満たない場合には、１か月分の口座振替を行い、払込期月を過ぎた保険料についてお払込があったものとします。

・年払・半年払のご契約は同一金額を翌月および翌々月の振替日に振替させていただきます。

保険料のお払込方法＜経路＞の変更について

・保険料のお払込方法＜経路＞の変更を希望される場合や、転居、勤務先団体からの脱退等をされた場合には、当社の定める範囲内にて変更のお取扱をしますので、当社までお申し出ください。
・お払込方法＜経路＞の変更についてお申し出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法＜経路＞に変更させていただきます。この場合、新たなお払込方法＜経路＞に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、当社にお払込ください。
・保険料のお払込方法＜経路＞を変更された場合は、保険料が変更になることがあります。

※払込期間中に払込案内が届かなかった場合等は、当社にご連絡ください。

保険料のお払込方法＜回数＞について

保険料のお払込にはつぎの方法＜回数＞があります。

①月払……毎月１回お払込いただく方法です。
②半年払……半年に１回の当社所定の月にお払込いただく方法です。
③年払……年１回の当社所定の月にお払込いただく方法です。

保険料の前納について

将来の保険料の全部または一部（ただし、当社の定める回数分以上とします）を前もってまとめてお払込いただく方法です。
●保険料を前納していただきますと、当社所定の利率で保険料を割り引きます。
●前納保険料は、当社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料に充当します。
●保険料の前納のお取扱については、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の回数の範囲内でのお取扱となります。

保険料のお払込方法＜回数＞の変更について

お払込方法＜回数＞の変更を希望される場合、当社までお申し出ください。お払込方法＜回数＞の変更についてお申し出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法＜回数＞に変更させていただきます。詳しくは、当社にお問い合わせください。

保険料の払込猶予期間と失効について

保険料は払込期月中にお払込ください。払込期月中にお払込がない場合でも、つぎのとおり猶予期間があります。
保険料のお払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力を失います（失効）。
猶予期間はつぎのとおりです。

❶月払

払込期月の翌月初日から末日までです。

❷年払・半年払

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（翌々月に契約応当日がない場合は、翌々月の末日）までです。ただし、払込期月の契約応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ４月、８月、１月の各末日までとなります。

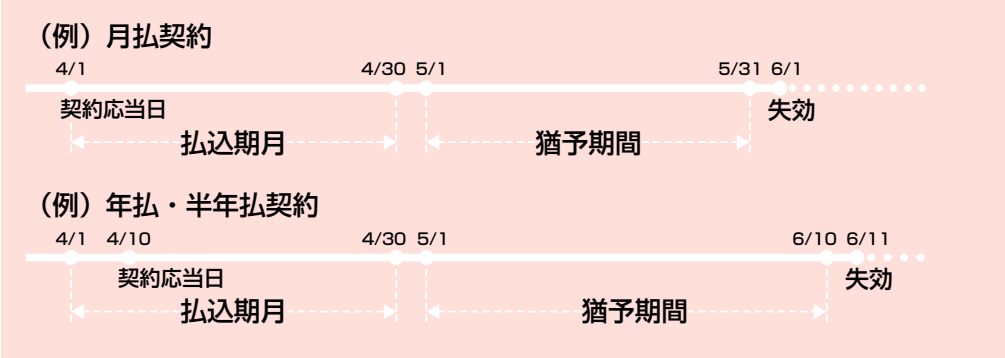

ご契約の復活について

万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから３年以内なら当社所定のお手続をとっていただいたうえで、ご契約の復活をご請求することができます。この場合、**改めて告知または診査をしていただき**、当社が承諾したときに、ご契約の復活をすることができます。
またその際、失効期間中にお払込いただけなかった保険料とその利息を所定の期日までにお払込いただくことになります。

なお、復活されたご契約については、お払込いただけなかった保険料およびその利息のお払込と、告知または診査がともに完了した時から新たに保険契約上の責任を負います。

この場合には、つぎの点にご注意ください。

■復活日から２年以内の自殺等の場合には、保険金・給付金をお支払しません。

■復活の際に、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金が支払われない場合があります。

保険料の自動振替貸付や契約者貸付の元利金がある場合には、別途当社の定める金額をお払込いただきます。

ご注意

●復活をご請求される際の被保険者の健康状態等によっては復活ができないことがあります。

保険金支払等の際の保険料の清算について

保険金のお支払事由、給付金のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合の保険料のお取扱はつぎのとおりです。

保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、その期間の期始（払込期月中の契約応当日）に払い込まれるものとして計算されています。

（例）月払契約

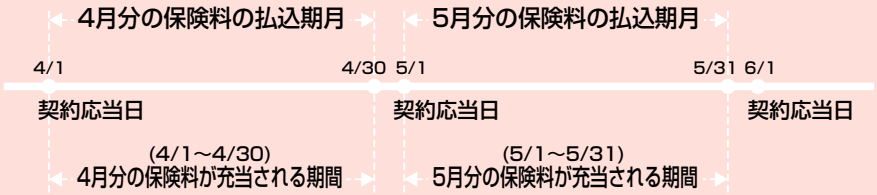

❶したがって、保険金のお支払事由、給付金のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合には、保険金または給付金を支払うときはその未払込の保険料を保険金または給付金から差し引き、保険料のお払込を免除するときはその未払込の保険料をお払込いただきます。

（例）

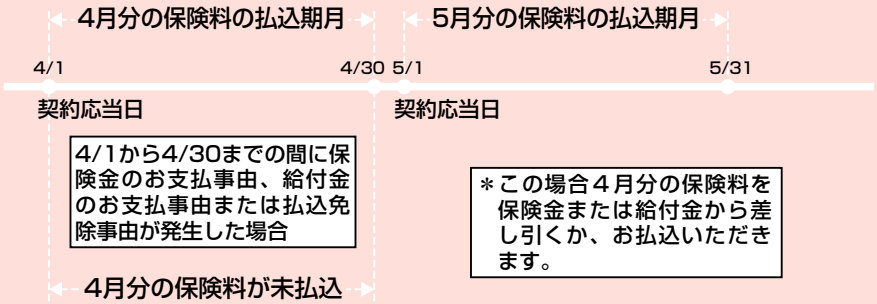

❷なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金のお支払事由、給付金のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険金または給付金を支払うときは２か月分の保険料を保険金または給付金から差し引き、保険料のお払込を免除するときは２か月分の保険料をお払込いただきます。

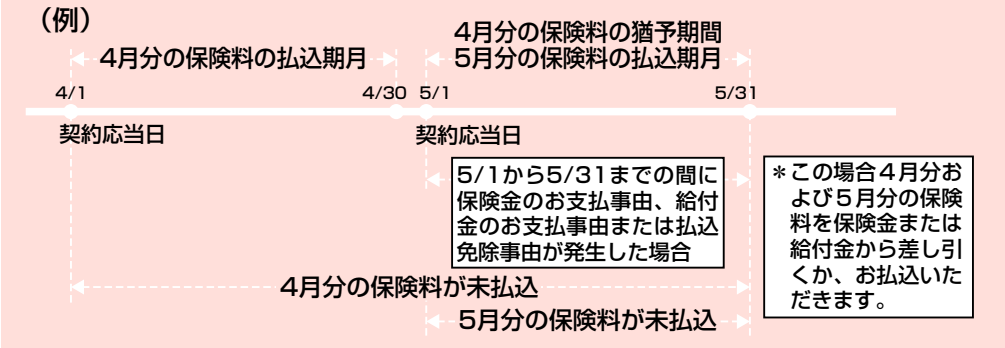

ご注意

●保険料のお支払がないまま猶予期間を過ぎたことによりご契約が効力を失った場合（失効）には、保険金や給付金をお支払することができず、また保険料のお払込を免除することができません。

保険料のお払込が困難になられた場合について

保険料のお払込ができなくなった場合でも、当社ではつぎのような方法で、できるだけご契約が有効に継続できるように、保険契約者の便宜をおはかりしています。詳しくは、当社にお問い合わせください。

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料の都合がつかないとき	保険料の自動振替貸付	●保険料のお払込のないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約に当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、当社が自動的に保険料をお立替します。 ●お立替できる金額は、解約返戻金の範囲内です。 ●利息は年８％以下の当社所定の利率で計算します。 ●自動振替貸付の元利金の返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。 ●保険金や解約返戻金等のお支払時等には自動振替貸付の元利金を差引清算します。 ●自動振替貸付をご希望にならない場合には、書面で当社へお申し出ください。
途中から保険料を支払わずに、ご契約を有効に続けたいとき	払済保険への変更	●保険料のお払込を中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険金額を一定額とする払済終身保険に変更します。 ●払済後の保険金額は、変更時の死亡保険金額を限度とします。その際に保険契約者に支払う解約返戻金がある場合には、下記の式を満たす最も大きい金額まで払済後の保険金額の調整を行います。この場合、一時払の保険料に充当しない解約返戻金額は保険契約者にお支払します。 （払済後の保険金額）＋（一時払の保険料に充当しない解約返戻金額）≦（変更時の死亡保険金額） ●払済後の保険金額は一定となります（逓増しません）。 ●払済後の保険金額が当社の定める限度を下まわる場合には、お取扱できません。
保険料の負担を軽くしたいとき	基準保険金額の減額	●当社の定める範囲内で基準保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。 ●基準保険金額を減額した場合、同じ割合で死亡保険金額も減額されます。 ●減額後の基準保険金額が当社の定める限度を下まわる場合は、お取扱できません。

その他の詳細について

- **主契約に特別条件付保険特約条項が適用されたご契約で、保険金削減期間中には払済終身保険への変更のお取扱はできません。**
- 保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるご契約について、払済終身保険へ変更のお取扱をする際には、これらの貸付の元利金を差し引いた解約返戻金をもとに、払済終身保険へ変更後の保険金額を定めます。

ご注意

- 保険料の自動振替貸付が適用されるものとして計算した場合の保険料の自動振替貸付の元利金（契約者貸付があるときは、その元利金を含みます）がその場合の解約返戻金額をこえたときは保険料の自動振替貸付はできません。このため保険料のお払込がないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は効力を失います（失効）。
- 保険料の自動振替貸付の元利金（契約者貸付があるときは、その元利金を含みます）が解約返戻金額をこえた場合には、ご契約は効力を失います（失効）。
- 失効したご契約については、保険金や給付金をお支払することができず、また保険料のお払込を免除することができません。
- 各種変更は当社所定の範囲内でのお取扱となっております。

契約者貸付について

保険契約者に対する貸付（契約者貸付）は一時的に必要な資金をお貸しする制度です。

項目	内容
貸付金額の範囲	貸付時の解約返戻金の９割または貸付時から３年経過後の解約返戻金の８割のいずれか小さい金額以内。
利息	当社所定の利率の複利で計算します。
返済方法	一括返済、分割返済のいずれでも可能です。
清算	保険金や解約返戻金等のお支払時等にはお貸付元利金を差引清算します。

ご注意

●契約者貸付の元利金（保険料の自動振替貸付があるときは、その元利金を含みます）が解約返戻金額をこえた場合には、ご契約は効力を失います（失効）。
●失効したご契約については、保険金や給付金をお支払することができず、また保険料のお払込を免除することができません。

保障内容を見直す諸制度について

ご契約後に保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	追加契約
特　徴	・現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	・現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ・ご契約は２件になります。
図　解	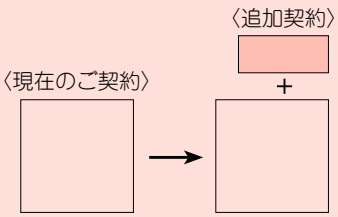
現在のご契約は	・継続します。
保険料	・新しい保険のご契約時の契約年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込いただきます。

■ご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要になります。現在のご契約の種類や内容によってはお取扱できない場合もあります。

■追加契約をご利用いただく場合、あらためて診査（または告知）、被保険者の同意が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

ご契約の解約と解約返戻金について

■ご契約いただいた生命保険はご家族の生活保障、資金づくり等にお役に立つ大切な財産ですからぜひご継続ください。

■生命保険では払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、**その一部は年々の死亡保険金等の支払に、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられています。それらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます**。
したがって、特にご契約後、しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金の支払や、販売、診査、保険証券の作成等の経費にあてられますので、**解約されたときの解約返戻金は多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです**。また、解約返戻金の額は、契約年齢、保険期間、経過年数等によって異なります。

■やむをえず、ご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。

■効力を失ったご契約についても解約返戻金をお支払できる場合があります。

■解約返戻金のお支払については、一時支払のほか、年金支払および据置支払もお取扱します。詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約をご覧ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約のご請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

❶保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
❷保険金等の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付のご請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
❸上記❶❷の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
❹保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

差押債権者、破産管財人等による解約について

保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日からその日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

保険金等の受取人による保険契約の存続について

■債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、以下のすべてを満たす保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。

❶保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
❷保険契約者でないこと

■保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから１か月を経過する日までの間に、以下のすべてのお手続を行う必要があります。

❶保険契約者の同意を得ること
❷解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に対して支払うべき金額を債権者等に支払うこと
❸上記❷について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について

保険料のお払込方法＜回数＞が半年払、年払のご契約の場合、ご契約が消滅したとき（ただし、保険金を支払い消滅したときを除きます。）または保険料のお払込を要しなくなったとき等*1は、当社は未経過期間に対応する保険料相当額を保険契約者に払い戻すことがあります（詳細は当社にお問い合わせください）。
保険料相当額を払い戻す場合のお支払額の例はつぎのとおりです。

＜お支払する額（未経過期間に対応する保険料相当額）＞
すでに払い込まれた保険料*2のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以降最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

＊１　ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。
＊２　保険料の一部のお払込を要しなくなった場合は、そのお払込を要しなくなった部分に限ります。

【年払契約】
＜ご契約例＞ 契約応当日：１月１日　　月ごとの応当日：毎月１日

１月20日に年払保険料を払い込んだ後、５月25日にご契約を解約した場合
⇒保険料のお払込を要しなくなったのはご契約を解約した５月25日であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は６月１日となります。したがって、６月１日から12月31日までの７か月分に対応する保険料相当額をお支払します。

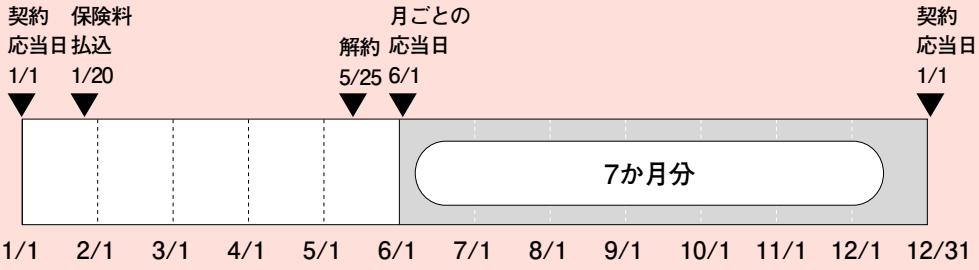

ご注意

●お払込方法＜回数＞が月払もしくは一時払のご契約については、上記「保険料のお払込が不要となった場合のお取扱」はありません。
●ご契約のご加入時期等によっては保険料相当額が払い戻されないことがあります。

生命保険と税金について

以降の記載は、2018年１月現在の税法にもとづいております。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。また、税務取扱は将来変更されることがあります。

保険料について

お払込になった保険料は所得控除（生命保険料控除）を受けることができ、所得税と住民税が安くなることがあります。

控除の対象となるご契約 》》 保険金の受取人が本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっているご契約

控除の対象となる保険料 》》 当年度中（１月から12月まで）のお払込保険料の合計額

■生命保険料控除の手続

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

保険金、給付金について

	契約形態	契約例			課税の種類
		保険契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金	保険契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
	保険契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）＋住民税
	保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

■病気やケガで受け取る高度障害保険金、介護年金、リビング・ニーズ特約による保険金等は、受取人がつぎに該当する場合、全額非課税となります。
（受取人）：主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族

保険会社からのお願い

■保険金等のお支払事由が生じた場合には、当社までご連絡ください。

■転居、町名変更の場合には、お手数でも当社へすみやかにお知らせください。

■名義変更、改姓、証券の紛失、改印、印鑑の紛失等の場合には、当社にすみやかにお知らせください。

■保険金等の受取人の変更について

・保険契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金等の受取人を変更することができます。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません（保険契約者と保険金等の受取人が法人の場合には、法人を受取人とすることができます）。

・保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等のご請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。

■遺言による保険金等の受取人の変更について

・保険契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません。

・保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、保険金等の受取人変更の効力を生じません。

※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等のご請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。

■保険契約者または保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、お早めに当社にお知らせください。

■ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。

■さまざまなお手続に保険証券は欠かせないものですので、大切に保管してください。

■保険契約についてのお問い合わせやご相談は、当社にお申し出ください。

■死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください。
・新しい死亡保険金受取人に変更するお手続をしていただきます。
・死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続がとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が２人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

死亡保険金受取人が死亡された場合の例

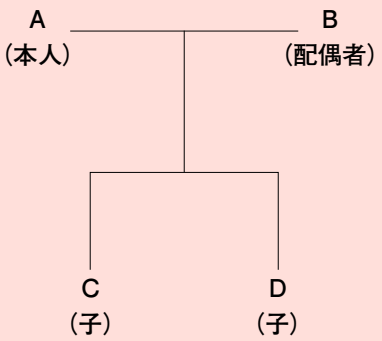

保険契約者・被保険者　Ａさん
死亡保険金受取人　Ｂさん

○Ｂさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続がとられていない間は、Ｂさんの死亡時の法定相続人であるＡさん、ＣさんとＤさんが死亡保険金受取人となります。その後、Ａさん（保険契約者、被保険者）が死亡した場合は、ＣさんとＤさんが死亡保険金受取人となります。
この場合、ＣさんとＤさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ５割ずつ）となります。

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にご連絡ください。

保険金等の請求方法について

死亡保険金や入院・手術給付金等の迅速で正確なお支払には、お客様からの早期のご連絡が大変重要な情報となります。
ご契約関係者（保険契約者、被保険者等）にご不幸があった場合やご入院・手術をされた場合には保険金・給付金等がお支払できる可能性がありますので、ご不明な点のご質問等も含めて、当社までご連絡ください。

保険金等請求のお手続は、以下（1～4）の手順にて行います。

1 **当社にて、ご請求のお申し出をお受けした後、ご請求に関する書類*1を交付または郵送します。**

＊1　保険金等の各種請求書類は当社ホームページからダウンロードすることができます（一部ホームページからダウンロードできない書類があります）。

↓

2 **所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、診断書等をご準備ください。すべての書類が整いましたら、当社へご提出ください。**

↓

3 **当社にて、ご提出いただいた書類の内容を拝見します。**

↓

4 **ご契約の約款の内容に従い、保険金等をご指定の口座へお支払します。**

※必要書類に不備がありますと、お支払が遅れることがありますのでご注意ください。

ジブラルタ生命コールセンター

受付時間　平日8:30～20:00
土曜9:00～17:00
（日・祝・12/31～1/3を除く）

一般のお客様　0120-37-2269（ミナ ジブロック）　通話料無料

募集代理店を通じてご加入されたお客様　0120-78-2269（ナンバー ジブロック）　通話料無料

■各種請求書類については、別表４をご覧ください。

■ご請求についてのご注意

・保険金・給付金・返戻金の元利金または保険料払込免除のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から３年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

・保険金・給付金のお支払等に際し、事実の確認を行う場合があります。事実の確認に際し、当社からの事実の照会をしましたらありのままをお答えください。正当な理由がなく回答または同意を拒まれたときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金・給付金をお支払しません。当社が指定した医師による診断をお願いしたときも同様です。

■保険金・給付金等の支払場所について

・保険金や給付金は、本社または当社の指定した場所（指定口座等）でお支払します。

■保険金等のお支払期限について

保険金等は、そのご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内にお支払します。

ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めました。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等をご請求した方にその旨を通知します。

保険金等を支払うために(1)から(4)の確認が必要な場合	(1)保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 (2)保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合 (3)告知義務違反に該当する可能性がある場合 (4)重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合	⇒	お支払期限	保険金等のご請求のための書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日

上記(1)から(4)を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款等をご覧ください。

普通保険約款等で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払します。

※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。

※保険金等をお支払するための上記の確認等に際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。

■管轄裁判所について

保険金等または保険料の払込免除のご請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします）をもって合意による管轄裁判所とします。

Memo

その他諸制度について

個人情報の取扱について

■個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。
なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法の定める個人番号関係事務を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

❶各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
❷関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
❸当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
❹その他保険に関連・付随する業務

■個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。
なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める場合を除き、第三者へ提供いたしません。

■保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コールセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者がご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等いたします。

■個人情報に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱に関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】
●ジブラルタ生命 コール センター
一般のお客様　0120-37-2269（ミナ ジブロック）
募集代理店を通じてご加入されたお客様　0120-78-2269（ナンバー ジブロック）
受付時間：平日 8:30～20:00 土曜 9:00～17:00（日・祝・12/31～1/3を除く）

【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】
当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱に関する苦情・相談を受け付けております。
・お問い合わせ先
（一社）生命保険協会 生命保険相談室 TEL 03（3286）2648
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル３階
受付時間：9:00～17:00（土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く）
・ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/

当社の個人情報の取扱についての詳細は、当社ホームページで公表しております。
http://www.gib-life.co.jp/

取引時の確認について

ご契約時に確認させていただいたご本人を特定するための事項等に変更があった場合には、当社へすみやかにお知らせください。

※「ご本人を特定するための事項等」とは、本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客様の場合は実質的支配者（法人の議決権総数の４分の１超の議決権を有している者等）をいいます。

保険契約等に関する情報の共同利用について

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から５年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から５年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

【登録事項】

(1)保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
(2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
(3)入院給付金の種類および日額
(4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
(5)取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※**「契約内容登録制度・契約内容照会制度」**に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以

下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過したご契約に係るものは除きます。

(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）

(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）

(3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料およびお払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読みかえます。

※**「支払査定時照会制度」**に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険契約が長期にわたるご契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところにより、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めております。

ただし、万一、生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

■保険業法に基づく契約条件の変更手続

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保険契約者の異議申立て手続を経て、保険金額の削減その他のご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます。）が行われることがあります。

■保険業法に基づく破綻処理

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません。）が行われることがあります。

(1)他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
(2)他の保険会社との合併が行われるとき
(3)他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

■一般の倒産法制の利用

会社更生法等の倒産法に基づく手続が行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

【生命保険契約者保護機構について】

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込を行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。

ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時にお約束した保険金額等が保証されているものではありません。

「生命保険契約者保護機構」につきましては

「ご契約のしおり」中の「「生命保険契約者保護機構」について」をご参照ください。

ご注意

●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等の受取人のお受取になる金額が、お払込いただいた保険料の合計額を下まわる可能性があります。

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

■保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

■保険契約上、年齢や健康状態によってはご契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

■保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90％が補償されるものではありません。（※４））。

■なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※１　特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※２　破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）をこえていたご契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90％－{(過去５年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷２}

（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎

に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※３　責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払にそなえ、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。

※４　個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90％が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】

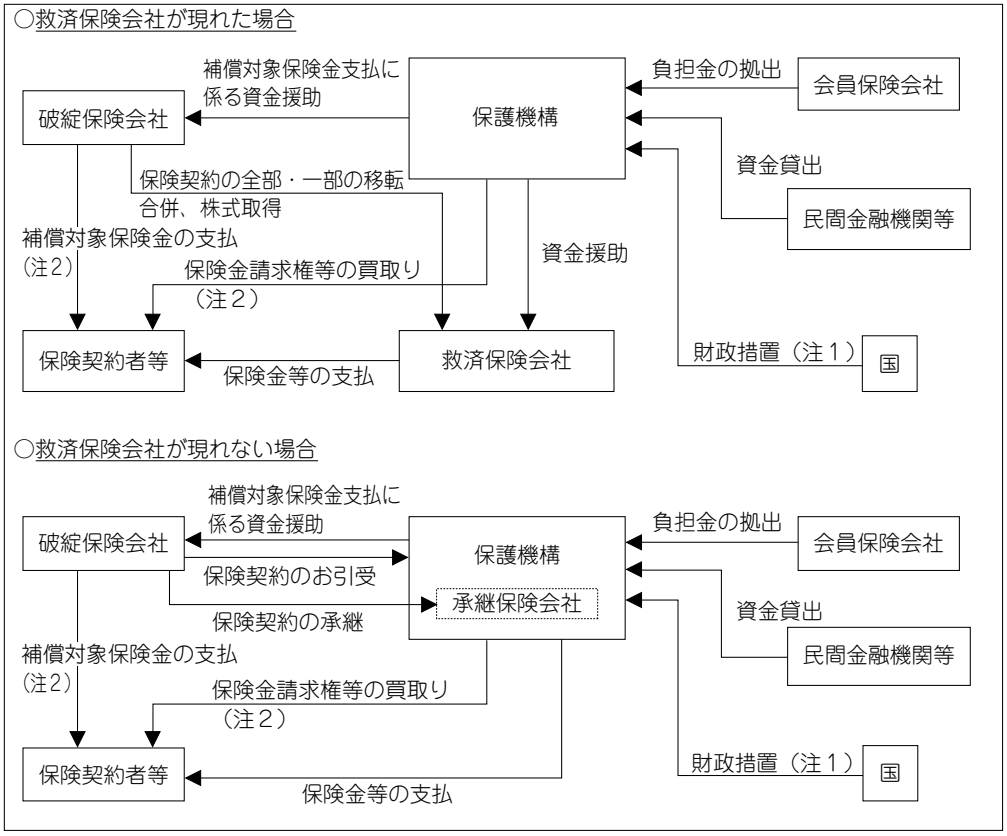

（注１）上記の「財政措置」は、2022年３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※２に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2018年４月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱に関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL　03-3286-2820
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前９時～正午、午後１時～午後５時」
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

約　　款

逓増定期保険普通保険約款　目次

この保険の趣旨

1　用語の意義
第１条　用語の意義

2　保険契約内容の指定
第２条　保険契約内容の指定

3　責任開始期
第３条　責任開始期

4　保険金の支払
第４条　保険金の支払
第５条　死亡保険金額
第６条　生死不明その他の場合の取扱
第７条　戦争その他の変乱
第８条　保険金の請求、支払の手続

5　保険料の払込免除
第９条　保険料の払込免除
第10条　保険料の払込を免除しない場合

6　保険料の払込
第11条　保険料の払込
第12条　保険料の払込方法<経路>
第13条　保険料の前納

7　猶予期間および保険契約の失効
第14条　猶予期間および保険契約の失効
第15条　猶予期間中に保険事故が発生した場合

8　保険料の自動振替貸付
第16条　保険料の自動振替貸付
第17条　自動振替貸付の取消

9　保険契約の復活
第18条　保険契約の復活

10　解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続
第19条　解約
第20条　解約返戻金
第21条　保険金の受取人による保険契約の存続

11　契約内容の変更
第22条　基準保険金額の減額
第23条　払済保険への変更
第24条　原保険契約への復旧

12　詐欺による取消、不法取得目的による無効
第25条　詐欺による取消
第26条　不法取得目的による無効

13　告知義務および告知義務違反による解除
第27条　告知義務
第28条　告知義務違反による解除
第29条　告知義務違反による解除ができない場合

14　重大事由による解除
第30条　重大事由による解除

15　契約者貸付
第31条　契約者貸付

16　保険金の受取人
第32条　保険金の分割割合
第33条　受取人の代表者
第34条　会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始
第35条　遺言による保険金の受取人の変更

17　保険契約者
第36条　保険契約者の代表者
第37条　保険契約者の変更
第38条　保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

18　年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理
第39条　契約年齢の計算
第40条　契約年齢および性別の誤りの処理

19　契約者配当
第41条　契約者配当

20　時効
第42条　時効

21　管轄裁判所
第43条　管轄裁判所

22　契約内容の登録
第44条　契約内容の登録

逓増定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険期間を前期期間と後期期間とに分け、それぞれの期間中所定の割合で保険金額が逓増する定期保険で、保険期間中に被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときに、所定の保険金支払を保障するものです。

1　用語の意義

第１条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

⑴「基準保険金額」とは、保険契約締結の際、会社の定める範囲内で保険契約者の申し出により定めた金額をいいます。ただし、基準保険金額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。

⑵「前期期間」とは、契約日からその日を含め、保険契約者が指定した年数が経過した直後に到来する年単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。

⑶「後期期間」とは、前期期間が満了する日の翌日以後の保険期間をいいます。

⑷「逓増率」とは、この保険契約の保険金額が逓増する割合をいい、会社の定める範囲内で、前期期間および後期期間それぞれについて定めます。

⑸「逓増限度」とは、基準保険金額に対する逓増の限度をいい、会社の定める範囲内の倍数とします。

⑹「単利型」とは、保険金額を、第２保険年度以降、この保険契約の年単位の契約応当日ごとに、基準保険金額にその契約応当日における逓増率を乗じた値に相当する額をその契約応当日の前日における保険金額に積み増した額とする逓増の型をいいます。ただし、保険金額が、基準保険金額に逓増限度を乗じた金額をこえる場合は、それ以降の保険金額は、基準保険金額に逓増限度を乗じた金額とします。

⑺「複利型」とは、保険金額を、第２保険年度以降、この保険契約の年単位の契約応当日ごとに、前保険年度の保険金額にその契約応当日における逓増率を乗じた値に相当する額をその契約応当日の前日における保険金額に積み増した額とする逓増の型をいいます。ただし、保険金額が、基準保険金額に逓増限度を乗じた金額をこえる場合は、それ以降の保険金額は、基準保険金額に逓増限度を乗じた金額とします。

⑻「保険金」とは、死亡保険金または高度障害保険金をいいます。

2　保険契約内容の指定

第２条（保険契約内容の指定）

保険契約者はこの保険契約の締結の際、つぎの各号に定める契約内容について、会社所定の取扱範囲内で、それぞれ指定するものとします。なお、本条で指定した契約内容については、第１号を除き、保険期間の途中で変更することはできません。

⑴　基準保険金額

⑵　前期期間の年数

⑶　逓増率

⑷　逓増限度

⑸　逓増の型

3　責任開始期

第３条（責任開始期）

1　会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期
(1)　保険契約の申込を承諾した後に、第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
(2)　第１回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第１回保険料相当額を受け取った時、ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

2　前項により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。

3　会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。

4　前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。

(1)　会社名

(2)　保険契約者の氏名または名称

(3)　被保険者の氏名

(4)　保険金の受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(5)　保険期間

(6)　基準保険金額

(7)　保険料およびその支払方法

(8)　契約日

(9)　保険証券の作成年月日

(10)　特約が付加されたときは、その特約について、第２号から第８号までに準ずる事項

5　第１項の規定にかかわらず、第１回保険料または第１回保険料相当額（以下、本項において「第１回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり第１回保険料等を受け取ったものとして、第１項の規定を適用します。この場合、本項の取扱により払い込まれた第１回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

(1)　クレジットカードにより払い込む方法

……クレジットカードが有効であり、かつ、第１回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社が利用票を作成した時）に第１回保険料等を受け取ったものとします。

(2)　会社の指定した金融機関等のキャッシュカード（以下、本号において「カード」といいます。）を、会社所定の端末機（以下、本号において「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力することにより保険料を払い込む方法

……端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に第１回保険料等を受け取ったものとします。

4　保険金の支払

第４条（保険金の支払）

1　この保険契約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支　払　事　由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日における第５条（死亡保険金額）に定める死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間中に高度障害状態（別表１）になったとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	被保険者が高度障害状態（別表１）に該当した日における死亡保険金額と同額	被保険者

２　この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免　責　事　由
死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ⑴　責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）の属する日からその日を含めて２年以内の自殺 ⑵　保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表１）になったとき

第５条（死亡保険金額）

各保険年度の死亡保険金額は、第２条（保険契約内容の指定）において指定された契約内容に基づいて計算した金額をいい、その金額は保険証券またはその添付書類に表示します。

第６条（生死不明その他の場合の取扱）

１　被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。

２　会社が、被保険者の高度障害状態（別表１）を認めて、高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとします。

３　高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。また、高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

４　保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社

は、保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表１）になったものとして、高度障害保険金を支払います。

5　死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。

6　被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

7　つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして、第４条（保険金の支払）第１項の規定を適用します。

(1)　その疾病について、保険契約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2)　その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第７条（戦争その他の変乱）

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表１）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第８条（保険金の請求、支払の手続）

1　保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2　保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、請求書類（別表４）を提出して、保険金を請求してください。

3　死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、第２項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

4　保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）５営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

5　保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1)　保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または高度障害状態（別表１）に該当する事実の有無
(2)　保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4)　この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項、第30条（重大事由による解除）第１項第４号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

6　前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1)　前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2)　前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3)　前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4)　前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5)　前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6)　前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

7　前２項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。

8　第４項から第６項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第４項から第６項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。

9　第５項および第６項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく第５項および第６項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第５項および第６項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

5　保険料の払込免除

第９条（保険料の払込免除）

1　被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表３）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害

状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。

2　前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

3　保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第22条（基準保険金額の減額）、第23条（払済保険への変更）および第24条（原保険契約への復旧）の規定は適用しません。

4　保険契約者または被保険者は、保険料の払込の免除事由が発生したことを知ったときには、すみやかに会社に通知してください。

5　保険契約者は、保険料の払込の免除事由が発生したときには、すみやかに請求書類（別表４）を、会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。

6　前条第４項から第９項までの規定は、本条の場合に準用します。

7　本条の保険料の払込免除をしたときは保険証券に表示します。

第10条（保険料の払込を免除しない場合）

1　被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第１項の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(1)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

(2)　被保険者の犯罪行為によるとき

(3)　被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき

(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき

(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

2　被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表３）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。

(1)　地震、噴火または津波によるとき

(2)　戦争その他の変乱によるとき

6　保険料の払込

第11条（保険料の払込）

1　第２回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、毎回第12条（保険料の払込方法＜経路＞）第１項に定める方法にしたがって、月払、年払または半年払の金額を払込期月内に払い込んでください。

2　前項の払込期月は、払込方法＜回数＞に応じて、つぎのとおりとします。

保険料の払込方法＜回数＞	払込期月
(1)　月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、同じとします。）の属する月の初日から末日まで
(2)　年払または半年払	年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

3　第１項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。

4　年払契約または半年払契約の場合、保険契約が消滅したとき（ただし、保険金を支払い消滅したときを除きます。）または保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、会社の定める計算方

法により計算した金額を保険契約者に払い戻すことがあります。

5　第１項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。

6　第１項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。

7　前項の場合、未払込保険料については、第14条（猶予期間および保険契約の失効）第２項の規定を準用します。

8　保険契約者は、会社所定の取扱範囲内で、第１項の保険料の払込方法＜回数＞を変更することができます。

9　保険契約者が前項の変更を請求するときは、請求書類（別表４）を会社に提出してください。

第12条（保険料の払込方法＜経路＞）

1　保険契約者は、会社の定める経路の範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法＜経路＞を選択することができます。

(1)　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

(2)　金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

(3)　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

(4)　所属団体を通じて払い込む方法（所属団体と会社との間に団体扱契約が締結されている場合に限ります。）

(5)　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

2　保険契約者は、会社の定める経路の範囲内で、第１項各号の保険料の払込方法＜経路＞を変更することができます。

3　第１項の規定により選択された保険料の払込方法＜経路＞が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法＜経路＞を他の払込方法＜経路＞に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法＜経路＞の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第13条（保険料の前納）

1　保険契約者は、会社の定める回数の範囲内で、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引きます。

2　前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

3　保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を、保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

7　猶予期間および保険契約の失効

第14条（猶予期間および保険契約の失効）

1　第２回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法＜回数＞	猶予期間
(1)　月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2)　年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日まで）

2　猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。ただし、第16条（保険料の自動振替貸付）に定める保険料の自動振替貸付が行われた場合はこの限りでありません。

第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1　猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を、保険金から差し引きます。

2　猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。この場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

8　保険料の自動振替貸付

第16条（保険料の自動振替貸付）

1　保険料の払込がないまま猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、猶予期間満了日における解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）をこえない間は、保険契約者の申し出がなくても、会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱をしません。

2　前項の貸付は、猶予期間満了日に貸し付けたものとし、貸付金の利息は、年８％以下の会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。

3　保険契約者は、いつでも、本条の貸付の元利金を返済することができます。

4　保険契約が消滅したとき、基準保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払うべき金額から、払済保険へ変更するときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金（契約者貸付があるときはその元利金を合算します。以下、本条において同じとします。）を差し引きます。

5　本条の貸付の元利金が、解約返戻金額をこえる場合には、会社は、払い込むべき保険料の払込があったものとしたとき（本条の規定により、保険料の自動振替貸付が適用された場合を除きます。）に本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえる日（以下、「失効予定日」といいます。）の１か月前までに、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、失効予定日の前日までに、会社の定める金額以上を払い込むことを要します。

6　前項の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえるに至ったときから効力を失います。

第17条（自動振替貸付の取消）

第16条（保険料の自動振替貸付）の規定により、保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて３か月以内に、保険契約者から第19条（解約）に定める保険契約の解約または第23条（払済保険への変更）に定める払済保険への変更の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとしてその請求による取扱をします。

9　保険契約の復活

第18条（保険契約の復活）

1　保険契約者は、保険契約が第14条（猶予期間および保険契約の失効）第２項、第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第２項、第16条（保険料の自動振替貸付）第６項または第31条（契約者貸付）第４項によって効力を失った日からその日を含めて３年以内ならば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が第20条（解約返戻金）第１項

の解約返戻金を請求した場合には、保険契約を復活することはできません。

2　保険契約者が、本条の復活を請求するときは、請求書類（別表４）を、会社に提出してください。

3　会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した期日までに、延滞保険料と、これに対する年６％の利率で計算した利息を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。なお、第16条（保険料の自動振替貸付）または第31条（契約者貸付）の規定によって効力を失った保険契約を復活させる場合には、別に会社の定める金額を払い込んでください。

4　保険契約は、会社が復活の承諾をして前項に規定する金額を受領した時に復活します。

5　本条の規定により保険契約を復活した場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

6　第３条（責任開始期）第１項第２号および第２項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第３条（責任開始期）第２項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

10　解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第19条（解約）

1　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

2　保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表４）を、会社に提出してください。

第20条（解約返戻金）

1　解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により会社の定める方法で計算します。

2　解約返戻金の支払時期および支払場所については、第８条（保険金の請求、支払の手続）第４項の規定を準用します。

第21条（保険金の受取人による保険契約の存続）

1　保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2　前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2)　保険契約者でないこと

3　前項の通知をするときは、請求書類（別表４）を会社に提出してください。

4　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、第１項の解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第２項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

11　契約内容の変更

第22条（基準保険金額の減額）

1　保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り

扱っている範囲とします。）内で、将来に向かって基準保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基準保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。

2　基準保険金額の減額部分は、解約したものとして取り扱います。

3　基準保険金額が減額された場合には、死亡保険金額は、減額された基準保険金額と同じ割合で減額されます。

4　保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表４）を、会社に提出してください。

5　基準保険金額を減額した場合において、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

6　本条の減額をしたときは、保険証券に表示します。

第23条（払済保険への変更）

1　保険契約者は、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して、保険料払込済の保険金額を一定額とする終身保険（以下、「払済保険」といいます。）に変更することができます。

2　保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表４）を、会社に提出してください。

3　払済保険に変更後の保険金額は、解約返戻金（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）を充当して新たに定めます。

4　前項の場合、変更後の保険金額が変更前の保険金額をこえるときは、前項の規定にかかわらず、これを会社所定の金額までとし、会社の定める計算方法により計算した金額を保険契約者に支払います。

5　第３項の場合、変更後の保険金額が会社の定める保険金額に満たないときは、払済保険への変更は取り扱いません。

6　本条の払済保険への変更をしたときは、保険証券に表示します。

7　保険契約者は、払済保険に変更後であっても、解約返戻金がある場合には、契約者貸付を受けることができます。

8　払済保険に変更後に保険金額を減額するときは、第22条（基準保険金額の減額）第３項を除き、同条の規定を準用します。

第24条（原保険契約への復旧）

1　保険契約者は、基準保険金額を減額した日または払済保険に変更した日からその日を含めて３年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。

2　保険契約者が本条の復旧を請求するときは、請求書類（別表４）を、会社に提出してください。

3　会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

4　保険契約は、会社が復旧の承諾をして前項に規定する金額を受領した時に復旧します。

5　本条の復旧をしたときは、保険証券に表示します。

6　第３条（責任開始期）第１項第２号および第２項の規定は本条によって増額された部分に準用します。この場合、第３条（責任開始期）第２項の「契約日」は「復旧日」と読み替えます。

12　詐欺による取消、不法取得目的による無効

第25条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約を取り消す（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第26条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約を無効（保険契約を復旧した

ときは保険金額の増額部分を無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

13　告知義務および告知義務違反による解除

第27条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された告知画面。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第28条（告知義務違反による解除）

1　保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧による保険金額の増額部分）を解除することができます。

2　会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。

3　保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込の免除を行います。

4　本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

5　本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第29条（告知義務違反による解除ができない場合）

1　会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。

(1)　保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき

(2)　会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第27条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき

(3)　保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第27条（告知義務）に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4)　解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて１か月を経過したとき

(5)　保険契約が、責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。以下、本号において同じとします。）からその日を含めて２年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて２年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。

2　前項第２号および第３号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第27条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

14　重大事由による解除

第30条（重大事由による解除）

1　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1)　保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2)　保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(3)　この保険契約の死亡保険金または高度障害保険金の請求に関し、死亡保険金または高度障害保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(4)　保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合

①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

②　反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること

③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5)　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

(6)　保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2　会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。

3　本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

4　本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

5　前項の規定にかかわらず、第１項第４号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

15　契約者貸付

第31条（契約者貸付）

1　保険契約者は、解約返戻金の９割または３年経過後の解約返戻金の８割のいずれか小さい金額（保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金が、会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。

2　本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。

3　本条の貸付の元利金（保険料の自動振替貸付があるときはその元利金を合算します。以下、第４項および第６項において同じとします。）が、解約返戻金額をこえるときは、会社は、失効予定日の１か月前までに、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、失効予定日の前日までに、会社所定の金額以上を払い込むことを要します。

4　前項の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえるに至ったときから効力を失います。

5　保険契約者は、保険期間中いつでも、本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。

6　保険契約が消滅したとき、基準保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払うべき金額から、払済保険への変更をするときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金を差し引きます。

7　保険契約者が本条の貸付を受けるときは、請求書類（別表４）を、会社に提出してください。

16　保険金の受取人

第32条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が２人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、平等の割合として取り扱います。

第33条（受取人の代表者）

1　保険金の受取人が２人以上の場合には、代表者を１人定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。

2　前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の１人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第34条（会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始）

1　保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2　保険契約者は、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

3　前項の高度障害保険金の受取人について、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人の場合には、第４条（保険金の支払）第１項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、被保険者の代わりに、高度障害保険金の受取人を、保険契約者にすることができます。ただし、本項の規定により高度障害保険金の受取人となる保険契約者が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、その受取割合と同じ割合において、高度障害保険金の受取人が、保険契約者となるものとします。

4　この保険契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約（以下、本条において「リビング・ニーズ特約等」といいます。）が付加されている場合には、前項の規定による高度障害保険金の受取人の変更と同時に、リビング・ニーズ特約等の保険金または年金の受取人も、保険契約者となるものとします。この場合、リビング・ニーズ特約等の保険金または年金の受取人について、前項ただし書きが準用されるものとします。

5　死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
6　前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
7　前２項により死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
8　第１項および第３項の通知をするときは、請求書類（別表４）を会社に提出してください。
9　第１項または第３項の規定により保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
10　第１項または第３項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
11　保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
12　前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第35条（遺言による保険金の受取人の変更）
1　前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2　前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3　前２項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4　本条の場合、前条第２項および第５項から第９項までの規定を準用します。

17　保険契約者

第36条（保険契約者の代表者）
1　保険契約者が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2　前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3　保険契約者が２人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第37条（保険契約者の変更）
1　保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2　保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表４）を、会社に提出してください。
3　本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第38条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）
1　保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
2　保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
3　保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人

は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。

4　前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

18　年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第39条（契約年齢の計算）

1　被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。

2　保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

第40条（契約年齢および性別の誤りの処理）

1　保険契約申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された申込画面。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

2　保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

19　契約者配当

第41条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

20　時効

第42条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から３年間請求がないときは、消滅します。

21　管轄裁判所

第43条（管轄裁判所）

1　この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄の支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

2　この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22　契約内容の登録

第44条（契約内容の登録）

1　会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 基準保険金額
(3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第２項において同じとします。）
(4) 当会社名

2 前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4 各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9 第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

疾病障害による保険料払込免除特約条項　目次

この特約の趣旨
第１条　特約の締結および責任開始期
第２条　疾病障害による保険料払込免除
第３条　保険料の払込を免除しない場合
第４条　保険料の払込免除の請求手続
第５条　特約保険料
第６条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
第７条　特約の保険料の自動振替貸付
第８条　特約の失効
第９条　特約の復活
第10条　特約の解約
第11条　解約返戻金
第12条　特約の復旧
第13条　特約の消滅
第14条　告知義務および告知義務違反
第15条　重大事由による解除
第16条　契約者配当
第17条　管轄裁判所
第18条　主約款の規定の準用
第19条　主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
第20条　積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
第21条　新医療保険に付加されている場合の特則
第22条　平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則
第23条　医療保険(04)に付加されている場合の特則
第24条　米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則
第25条　高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
附則　対象となる身体障害の状態

疾病障害による保険料払込免除特約条項

この特約の趣旨

この特約は主たる保険契約の被保険者が疾病により所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

第１条（特約の締結および責任開始期）

1　この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。

2　前項の規定にかかわらず、会社所定の取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社が、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。

3　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合には、この特約の責任開始期は、主契約の払込方法〈回数〉に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

4　第２項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第２条（疾病障害による保険料払込免除）

1　被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したときは、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の

保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（附則）に該当したときを含みます。

2　前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、主約款およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の特約条項（以下、「特約条項」といいます。）の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および特約条項の規定を準用します。

3　第１項の規定にかかわらず、主契約またはこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約が保険料一時払の場合には、主契約の保険料または特約の保険料の払込を免除しません。

第３条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第１項の規定に該当した場合には、会社は保険料の払込を免除しません。

⑴　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

⑵　被保険者の薬物依存（平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。）によるとき

分　類　項　目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

第４条（保険料の払込免除の請求手続）

1　保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2　保険契約者は、前項の保険料の払込の免除事由が生じたときは、すみやかに請求書類（別表４）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。

3　前２項のほか、保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

第５条（特約保険料）

1　この特約の保険料は、会社の定める方法により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額（保険料一時払の主契約および特約の保険料を除きます。以下、本条において同じとします。）に基づいて計算します。

2　この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の額に変更があった場合には、会社の定める方法により、将来に向かってこの特約の保険料を更改します。

第６条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

1　この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加さ

れている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料払込期間がすべて満了する時までとします。

2　この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。

3　この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社が取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。

(1)　一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。

(2)　年払で払い込む方法

4　前項の場合、払込期間満了後特約保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

5　第３項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

6　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第７条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第８条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第９条（特約の復活）

1　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2　前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第10条（特約の解約）

1　保険契約者は、第２条（疾病障害による保険料払込免除）第１項に定める保険料の払込の免除事由の発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2　前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第11条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

第12条（特約の復旧）

1　主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2　会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。

第13条（特約の消滅）

1　つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1)　主約款の規定により保険金を支払ったとき。

(2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき。
(3) 不慮の事故（別表２）を直接の原因として、主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。
(4) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき。
2 前項第４号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条（管轄裁判所）

この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第19条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部が介護保障に移行した場合において、この特約と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約を継続するときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) この特約の保険料については、第６条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第３項および第４項の規定を準用して取り扱います。
(2) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
(3) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部が介護保障に移行したときは、この特約は消滅することなく継続するものとします。

第20条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第21条（新医療保険に付加されている場合の特則）

1 第13条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「**第13条（特約の消滅）**

1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
(1) 主契約が消滅したとき。
(2) 主約款および特約条項の規定により、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。
(3) 主契約が払済保険に変更されたとき。
2 第１項第３号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」

2　この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

(2)　前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

(3)　第１号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第２条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

(4)　前３号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

3　この特約が付加されている主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者は、主契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、この特約を締結（以下、本項において「変更」といいます。）することにより、この特約の保険期間を延長することができます（以下、本項において、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。

(2)　前号の場合、変更後特約において、第２条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

(3)　前２号のほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

第22条（平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

(2)　前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本条において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

(3)　第１号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第２条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

(4)　前３号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第23条（医療保険(04)に付加されている場合の特則）

1　第13条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「**第13条（特約の消滅）**

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1)　主契約が消滅したとき。

(2)　主約款および特約条項の規定により、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。」

2　この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
(2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
(3) 第１号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第２条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
(4) 前３号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第24条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が生存給付金特則の付加された米国ドル建終身保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第１項第１号中、「保険金」を「死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。

第25条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

第13条（特約の消滅）第１項第１号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

附則　対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1．１眼の視力を全く永久に失ったもの（備考１.参照）
2．両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考２.参照）
3．１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（備考３.参照）
4．１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（備考３.参照）
5．10手指の用を全く永久に失ったもの（備考４.(1)および(3)参照）
6．１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの（備考４.(1)および(2)参照）
7．10足指を失ったもの（備考５.参照）
8．脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考６.参照）
9．呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考７.参照）
10．恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考８.(1)参照）
11．心臓に人工弁を置換したもの（備考８.(2)参照）
12．腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考９.参照）
13．ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10.(1)および(2)参照）
14．直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10.(3)および(4)参照）

（備考）

1．眼の障害（視力障害）
(1)　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)　視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2．耳の障害（聴力障害）
(1)　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。
(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3．上・下肢の障害
(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4．手指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

5．足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6．脊柱の障害

⑴「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

7．呼吸器の障害

⑴「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量１秒率が20％以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。

⑵「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

8．心臓の障害

⑴「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

⑵「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

9．腎臓の障害

⑴「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml ／分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg／dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。

⑵「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

⑶「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10．ぼうこうまたは直腸の障害

⑴「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。

⑵「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。

⑶「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。

⑷「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

＜身体部位の名称図＞

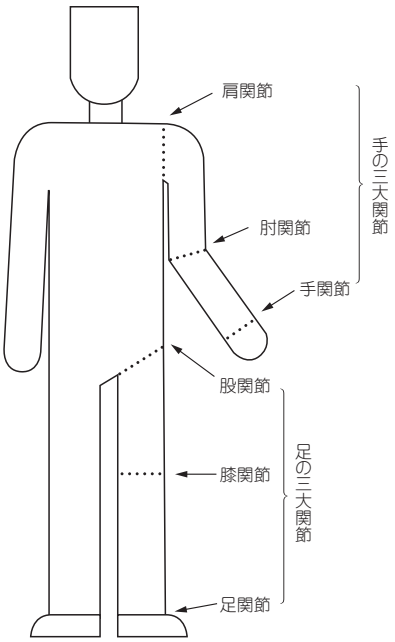
肩関節
肘関節
手関節
手の三大関節
股関節
膝関節
足関節
足の三大関節

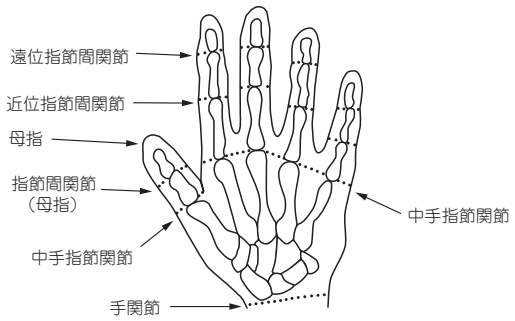
遠位指節間関節
近位指節間関節
母指
指節間関節
（母指）
中手指節関節
手関節
中手指節関節

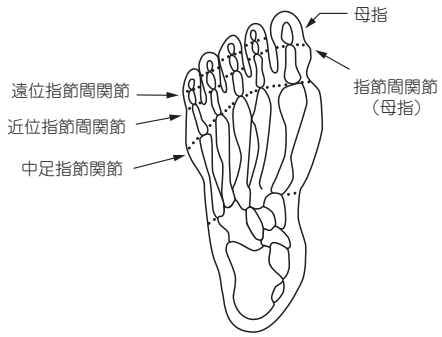
母指
遠位指節間関節
近位指節間関節
中足指節関節
指節間関節
（母指）

リビング・ニーズ特約条項　目次

第１条　特約の締結
第２条　保険金の支払と請求
第３条　保険金を支払わない場合
第４条　特約の復活
第５条　特約の解約
第６条　解約返戻金
第７条　特約の保険金の受取人による特約の存続
第８条　特約の復旧
第９条　特約の消滅
第10条　告知義務および告知義務違反
第11条　重大事由による解除
第12条　契約者配当
第13条　主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合の特則
第14条　主契約に介護保障移行特約または介護年金移行特約が付加された場合の特則
第15条　主契約に質権が設定される場合の特則
第16条　管轄裁判所
第17条　主約款の規定の準用
第18条　積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
第19条　主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則
第20条　新医療保険に付加されている場合の特則
第21条　平準定期保険、家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または逓増定期保険に付加されている場合の特則
第22条　主契約に介護前払特約または介護年金移行特約とあわせて付加する場合の特則
第23条　医療保険（04）に付加されている場合の特則
第24条　米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則

リビング・ニーズ特約条項

第１条（特約の締結）

1　この特約は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。

2　前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。

3　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約を付加したときは、その日とします。

第２条（保険金の支払と請求）

1　会社は、被保険者の余命が６か月以内と判断される場合に、会社の定める金額の範囲内で、主

契約の死亡保険金額の一部または全部を主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）に支払います。ただし、主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の保険金についても及ぶものとします。

2　前項に定めるこの特約の保険金の受取人（以下、「特約保険金受取人」といいます。）は、請求書類（別表４）を提出して、前項に定めるこの特約の保険金を請求してください。

3　この特約の保険金を支払ったときは、支払った保険金額と同額の主契約の保険金額が支払日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。

4　この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害保険金が支払われないときは、この限りでありません。

5　この特約の保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、この特約により支払った保険金額については、会社は、これを支払いません。

6　この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により、余命期間相当分の利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。

7　主契約の保険金額の全部が支払われた場合、主契約は消滅するものとし、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は消滅します。この場合、特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。このとき、各特約がつぎの各号に規定する事由に該当したときには、それぞれに規定するとおり取り扱います。また、主契約の保険金額の一部が支払われた場合には各特約は減額されることなく継続するものとします。

⑴　新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約または新医療長期入院特約が、各特約の被保険者の入院中に消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合の給付金日額は、各特約が消滅した日のそれと同額とします。

⑵　新医療通院特約については、つぎに定めるところによります。

ア．新医療通院特約が、新医療通院特約条項に定める通院期間中に消滅した場合には、新医療通院特約の消滅後のその通院期間中の通院については、新医療通院特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。この場合の通院給付金日額は、新医療通院特約が消滅した日のそれと同額とします。

イ．前号の規定により新医療保険特約の保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、新医療通院特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。この場合の通院給付金日額は、新医療通院特約が消滅した日のそれと同額とします。

8　この特約の保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第３条（保険金を支払わない場合）

被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により第２条（保険金の支払と請求）第１項の規定に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。

第４条（特約の復活）

1　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2　前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第５条（特約の解約）

1　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2　前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第６条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第７条（特約の保険金の受取人による特約の存続）

この特約の保険金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第８条（特約の復旧）

1　主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2　会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第９条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

(1)　この特約の保険金を支払ったとき

(2)　主契約が消滅したとき

(3)　主契約が延長定期保険に変更されたとき

第10条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第11条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第12条（契約者配当）

この特約に対しては契約者配当はありません。

第13条（主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合の特則）

1　主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合、第２条（保険金の支払と請求）第１項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に主契約に付加されている平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）の特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価を合算した額とします。ただし、合算される家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価については、この特約の請求日からその日を含めて６か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年

金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価とします。

2　保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第２条（保険金の支払と請求）第１項および第７項の規定にかかわらず、主契約、平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）のこの特約の請求日における死亡保険金額または特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）のこの特約の請求日からその日を含めて６か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。

3　平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約については、それぞれの特約の保険期間満了前12か月間は、それぞれの特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことはできないものとします。

4　前項の規定にかかわらず、平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が自動更新される場合には、平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約については、前項の「特約の保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。

5　第３項の規定によりそれぞれの特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことができない平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）または特定疾病保障定期保険特約が第２条（保険金の支払と請求）第７項の規定により消滅したときは、同条同項の規定にかかわらず、その特約の責任準備金を特約保険金受取人に支払います。

6　第２条（保険金の支払と請求）第３項から第６項までの規定は本条の場合に適用します。

7　前項および第２条（保険金の支払と請求）第３項の規定による保険金額の減額については、家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の場合、家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定の定めるところにより減額したものとして取り扱います。

第14条（主契約に介護保障移行特約または介護年金移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合またはこの特約が付加された主契約が介護年金移行特約により介護年金支払に移行した場合には、移行部分についてこの特約は消滅します。

第15条（主契約に質権が設定される場合の特則）

1　主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。

2　この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第16条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第17条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主契約の規定を準用します。

第18条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合、第２条（保険金の支払と請求）第１項の主契約の死亡保険金額は保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には、請求日の保険金額に対するこの特約の保険金額の割

合と同じ割合で増加死亡保険金も支払われます。この場合、増加死亡保険金額は、主契約の保険金の支払日に減額されたものとして取り扱います。

第19条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約条項第２条（特別条件）第１項第１号ア．に定める保険金削減期間中であるときには、第２条（保険金の支払と請求）第１項および第６項、第13条（主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合の特則）第１項および第２項ならびに第21条（平準定期保険、家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または逓増定期保険に付加されている場合の特則）第２項の規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約条項第２条（特別条件）第１項第１号ア．に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第２条（保険金の支払と請求）第３項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。

第20条（新医療保険に付加されている場合の特則）

1　この特約は、平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約とあわせて主契約に付加されることを要します。

2　第13条（主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合の特則）および第19条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）の規定は適用せず、本条に定めるところによります。

3　第２条（保険金の支払と請求）第１項中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約に付加されている平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価を合算した額（ただし、合算される家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価については、この特約の請求日からその日を含めて６か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価とします。）」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人（平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解

約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と、同条第３項中、「主契約の保険金額」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価」と、同条第５項中、「主約款に定める保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約保険金または家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項に定める特約年金」と、それぞれ読み替えます。

4　保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約のこの特約の請求日における特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）のこの特約の請求日からその日を含めて６か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。

5　第２条（保険金の支払と請求）第４項をつぎのとおり読み替えます。

「**4**　この特約の保険金の支払がなされる前に平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約保険金または家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項に定める特約年金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約高度障害保険金または家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項に定める特約高度障害年金の請求を受けた場合で、平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項の規定により特約高度障害保険金が支払われないときまたは家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の規定により特約高度障害年金が支払われないときは、この限りでありません。」

6　第２条（保険金の支払と請求）第７項の規定は適用しません。

7　平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）または特定疾病保障定期保険特約については、それぞれの特約の保険期間満了前12か月間は、それぞれの特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことはできないものとします。

8　平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約条項第２条（特別条件）第１項第１号ア．に定める保険金削減期間中であるときには、第４項および第２条（保険金の支払と請求）第１項および第３項から第６項までの規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約条項第２条（特別条件）第１項第１号ア．に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第２条（保険金の支払と請求）第３項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。

9　第４条（特約の復活）および第８条（特約の復旧）中、「主契約」とあるのは「主契約および平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約」と読み替えます。

10　第９条（特約の消滅）の規定をつぎのとおり読み替えます。

「**第９条（特約の消滅）**

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

(1)　この特約の保険金を支払ったとき

(2) 主契約が消滅したとき

(3) 主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約がすべて消滅したとき」

11 この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が更新または他の保険契約もしくは特約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約および主契約に付加されている平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

(2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

(3) 第１号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第７条（特約の保険金の受取人による特約の存続）および第10条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

(4) 第１号または第２号の場合、第７項中、「特約の保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。

(5) 前４号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

12 平成17年１月１日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新されたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 特約保険金受取人である被保険者がこの特約の保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第３号の規定により変更指定したつぎの者（以下、「指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表４）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、被保険者の代理人として第２条（保険金の支払と請求）第１項に定めるこの特約の保険金の請求をすることができます。

ア．請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

イ．請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等以内の親族

(2) 前号の規定により、会社がこの特約の保険金を被保険者の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

ア．保険契約者が本号の変更を請求するときは、請求書類（別表４）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

イ．本号の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(4) 第３条（保険金を支払わない場合）をつぎのとおり読み替えます。

「**第３条（保険金を支払わない場合）**

被保険者が、保険契約者、被保険者または第20条（新医療保険に付加されている場合の特則）第12項第１号に定める指定代理請求人の故意により第２条（保険金の支払と請求）第１項に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。」

第21条（平準定期保険、家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または逓増定期保険に付加されている場合の特則）

1　この特約が平準定期保険、家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または逓増定期保険（払済保険に変更された場合を除きます。以下、本条において同じとします。）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。

2　この特約が家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）または逓増定期保険に付加されている場合、第２条（保険金の支払と請求）第１項に定める主契約の死亡保険金額は、つぎの各号に定める金額とします。

(1)　この特約が家族収入保険または高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合

この特約の請求日からその日を含めて６か月の期間の満了日における家族収入保険普通保険約款および高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款の年金の一時支払に関する規定に定める将来の家族年金の全部の現価

(2)　この特約が逓増定期保険に付加されている場合

この特約の請求日における死亡保険金額

3　第２条（保険金の支払と請求）第３項の規定による死亡保険金額の減額については、この特約が家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）または逓増定期保険に付加されている場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　この特約が家族収入保険または高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合

本条および第２条（保険金の支払と請求）第３項の規定により減額された保険金額について、家族収入保険普通保険約款または高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款の年金の一時支払に関する規定に定めるところにより減額したものとして取り扱います。

(2)　この特約が逓増定期保険に付加されている場合

本条および第２条（保険金の支払と請求）第３項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものとして取り扱います。

4　この特約が付加されている平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険または特定疾病保障定期保険が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

(2)　前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

(3)　第１号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第７条（特約の保険金の受取人による特約の存続）および第10条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

(4)　第１号または第２号の場合、第１項中、「保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。

(5)　前４号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

5　平成17年１月１日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新されたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　特約保険金受取人である被保険者がこの特約の保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第３号の規定により変更指定し

たつぎの者（以下、「指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表４）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、被保険者の代理人として第２条（保険金の支払と請求）第１項に定めるこの特約の保険金の請求をすることができます。

ア．請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

イ．請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等以内の親族

⑵　前号の規定により、会社がこの特約の保険金を被保険者の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑶　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

ア．保険契約者が本号の変更を請求するときは、請求書類（別表４）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

イ．本号の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

⑷　第３条（保険金を支払わない場合）をつぎのとおり読み替えます。

「**第３条（保険金を支払わない場合）**

被保険者が、保険契約者、被保険者または第21条（平準定期保険、家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または逓増定期保険に付加されている場合の特則）第５項第１号に定める指定代理請求人の故意により第２条（保険金の支払と請求）第１項に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。」

第22条（主契約に介護前払特約または介護年金移行特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約を介護前払特約または介護年金移行特約とあわせて主契約に付加する場合には、この特約の特約保険金の請求と介護前払特約または介護年金移行特約の介護年金の請求を重ねて受けた場合には、介護前払特約または介護年金移行特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護前払特約または介護年金移行特約の介護年金は支払いません。

第23条（医療保険（04）に付加されている場合の特則）

1　この特約は、平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約とあわせて主契約に付加されることを要します。

2　第13条（主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合の特則）および第19条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）の規定は適用せず、本条に定めるところによります。

3　第２条（保険金の支払と請求）第１項中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約に付加されている平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価を合算した額（ただし、合算される家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価については、この特約の請求日からその日を含めて６か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価とします。）」と、「主契約の高度

障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人（平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と、同条第３項中、「主契約の保険金額」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価」と、同条第５項中、「主約款に定める保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約保険金または家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）に定める特約年金」と、それぞれ読み替えます。

4　保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約のこの特約の請求日における特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）のこの特約の請求日からその日を含めて６か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。

5　第２条（保険金の支払と請求）第４項をつぎのとおり読み替えます。

「**4**　この特約の保険金の支払がなされる前に平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約保険金または家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項に定める特約年金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約高度障害保険金または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の請求を受けた場合で、平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項の規定により特約高度障害保険金が支払われないときまたは家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の規定により特約高度障害年金が支払われないときは、この限りでありません。」

6　第２条（保険金の支払と請求）第７項の規定は適用しません。

7　平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）または特定疾病保障定期保険特約については、それぞれの特約の保険期間満了前12か月間は、それぞれの特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことはできないものとします。

8　平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約条項第２条（特別条件）第１項第１号ア．に定める保険金削減期間中であるときには、第４項および第２条（保険金の支払と請求）第１項および第３項から第６項までの規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約条項第２条（特別条件）第１項第１号ア．に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第２条（保険金の支払と請求）第３項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。

9　第４条（特約の復活）中、「主契約」とあるのは「主契約および平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特

約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約」と読み替えます。

10　第９条（特約の消滅）の規定をつぎのとおり読み替えます。

「**第９条（特約の消滅）**

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

⑴　この特約の保険金を支払ったとき

⑵　主契約が消滅したとき

⑶　主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約がすべて消滅したとき」

11　この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が更新または他の保険契約もしくは特約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約および主契約に付加されている平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

⑵　前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

⑶　第１号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第７条（特約の保険金の受取人による特約の存続）および第10条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

⑷　第１号または第２号の場合、第７項中、「特約の保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。

⑸　前４号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

12　平成17年１月１日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新されたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　特約保険金受取人である被保険者がこの特約の保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第３号の規定により変更指定したつぎの者（以下、「指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表４）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、被保険者の代理人として第２条（保険金の支払と請求）第１項に定めるこの特約の保険金の請求をすることができます。

ア．請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

イ．請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等以内の親族

⑵　前号の規定により、会社がこの特約の保険金を被保険者の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑶　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

ア．保険契約者が本号の変更を請求するときは、請求書類（別表４）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

イ．本号の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

⑷　第３条（保険金を支払わない場合）をつぎのとおり読み替えます。

「**第３条（保険金を支払わない場合）**

被保険者が、保険契約者、被保険者または第23条（医療保険(04)に付加されている場合の特則）第12項第１号に定める指定代理請求人の故意により第２条（保険金の支払と請求）

第１項に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。」

第24条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が生存給付金特則の付加された米国ドル建終身保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（保険金の支払と請求）第３項中、「主契約の保険金額」を「主契約の死亡保険金額」と読み替えます。

(2) 第２条（保険金の支払と請求）第４項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。

(3) 第２条（保険金の支払と請求）第７項中、「主契約の保険金額」を「主契約の死亡保険金額」と読み替えます。

(4) この特約の保険金として主契約の死亡保険金額の一部または全部が支払われた場合で、特約保険金受取人がこの特約の保険金を請求した日からその日を含めて６か月以内に生存給付金支払日が到来するときは、その生存給付金についてはつぎのとおり取り扱います。

① 主契約の死亡保険金額の一部が支払われたときは、その生存給付金支払日に支払われる生存給付金の金額については、第２条（保険金の支払と請求）第３項の規定にかかわらず、主契約の死亡保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。

② 主契約の死亡保険金額の全部が支払われたときは、その生存給付金支払日に生存給付金の支払事由に該当したときに限り生存給付金を支払います。この場合、生存給付金の金額については、主契約が消滅しなかったものとして取り扱います。ただし、主約款の規定により生存給付金を自動的に据え置く取扱は行いません。

介護前払特約条項　目次

この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　介護年金の支払
第３条　介護年金を支払わない場合
第４条　戦争その他の変乱
第５条　介護年金の分割支払
第６条　介護年金の請求、支払の手続
第７条　特約の復活
第８条　特約の解約
第９条　解約返戻金
第10条　介護年金の受取人による特約の存続
第11条　特約の復旧
第12条　特約の消滅
第13条　告知義務および告知義務違反
第14条　重大事由による解除
第15条　契約者配当
第16条　法令等の改正に伴う支払事由の変更
第17条　管轄裁判所
第18条　主約款の規定の準用
第19条　主契約に質権が設定される場合の特則
第20条　主契約が保険料一時払の契約である場合の特則
第21条　積立利率変動型の保険に付加されている場合の特則
第22条　主契約に介護保障移行特約または介護年金移行特約が付加された場合の特則
第23条　主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則
第24条　主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則
第25条　米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則
第26条　主契約に付加された終身保険特約の取扱
第27条　逓増定期保険に付加する場合の特則
備考
附則　対象となる要介護４または５の状態

介護前払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が所定の要介護状態となった場合に、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約のうち、会社の定める死亡保険金について、介護年金の支払による保険金の前払を保障するものです。

第１条（特約の締結）

1　この特約は主契約の締結の際、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。

2　前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。

3　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約を付加したときは、その日とします。

第２条（介護年金の支払）

1　前条の規定によりこの特約を締結した場合、会社の定める死亡保険金からこの特約の介護年金を支払います。この場合、この特約で支払う介護年金の種類、介護年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

名称		支払事由	支払額	受取人
介護年金	第1回介護年金	この特約の責任開始期以後、つぎのいずれにも該当したとき (1) 介護年金の請求に必要な書類が会社に到着していること (2) 第１回介護年金の支払日（第１回介護年金の請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、同じとします。）が主契約の保険料払込期間経過後であること (3) 第１回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満65歳以上であること (4) 第１回介護年金の支払日において、被保険者が公的介護保険制度（備考１.）による要介護認定（備考２.）または要介護更新認定（備考３.）を受け、要介護４または５に該当していると認定されていること（附則）	介護年金額	主契約の高度障害保険金の受取人
	第2回以後介護年金	第１回介護年金の支払日の１年目ごとの応当日（以下、「介護年金支払応当日」といいます。）において、つぎのいずれにも該当したとき (1) 介護年金の請求に必要な書類が会社に到着していること (2) 被保険者が公的介護保険制度（備考１.）による要介護認定（備考２.）または要介護更新認定（備考３.）を受け、要介護４または５に該当していると認定されていること（附則）		

2　前項に規定する介護年金の支払事由に該当する場合であっても、その日を含めて１年以内に介護年金の支払事由が発生していたときには、介護年金を支払いません。

3　公的介護保険制度（備考１.）に定める要介護４または５の状態が中断し、介護年金支払応当日において介護年金の支払事由に該当せず、介護年金が支払われない場合には、新たに介護年金の支払事由に該当したときに第１項に定める第１回介護年金を支払い、その日の１年目ごとの応当日を新たな介護年金支払応当日とし、以後第１項に定める第２回以後介護年金を支払います。

4　第１項に定める介護年金額は、第１回介護年金の支払日または介護年金支払応当日において会社所定の範囲内からこの特約の介護年金の受取人が指定した金額とします。

5　この特約の介護年金を支払ったときは、前項の規定による介護年金額に相当する、第１回介護年金の支払日または介護年金支払応当日における会社所定の率により計算された保険金額（以下、「前払対象保険金額」といいます。）と同額の主契約の保険金額が、第１回介護年金の支払日または介護年金支払応当日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。

6　この特約の介護年金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の介護年金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害保険金が支払われないときは、この限りではありません。

7　この特約の介護年金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、この特約の介護年金の支払により減額された、前払対象保険金額に対応する主契約の保険金額については、会社は、これを支払いません。

8　この特約の介護年金の支払に際しては、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。

9　保険契約者は、介護年金の受取人を主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。

10　第１項に定める主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の介護年金についてもおよぶものとします。

11　主契約の保険金の一部が支払われた場合には、各特約は減額されることなく継続するものとします。

第３条（介護年金を支払わない場合）

被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第１項に規定する公的介護保険制度（備考１.）に定める要介護４または５の状態に該当した場合には、会社は、この特約の介護年金を支払いません。

⑴　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
⑵　被保険者の犯罪行為
⑶　被保険者の薬物依存（備考４.）

第４条（戦争その他の変乱）

被保険者が戦争その他の変乱によって第２条（介護年金の支払）第１項の規定に該当した場合に、その原因によって同項の規定による支払うべき金額の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、第２条（介護年金の支払）第５項に定める前払対象保険金額の計算に用いられる会社所定の率を変更することがあります。

第５条（介護年金の分割支払）

1　第２条（介護年金の支払）第１項にかかわらず、この特約の介護年金の受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、１年分の介護年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、１回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、介護年金の分割支払の取扱をしません。

2　前項の分割支払中に被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する保険年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

第６条（介護年金の請求、支払の手続）

この特約の介護年金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第７条（特約の復活）

1　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2　前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第８条（特約の解約）

1　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2　前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第９条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第10条（介護年金の受取人による特約の存続）

介護年金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第11条（特約の復旧）

1　主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2　会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第12条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

(1) 主契約が消滅したとき

(2) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

(3) リビング・ニーズ特約条項に規定する特約保険金が支払われたとき

(4) 第２条（介護年金の支払）第５項に定める前払対象保険金額の合計額が会社所定の金額を超えるとき

第13条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第15条（契約者配当）

この特約に対しては契約者配当はありません。

第16条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

1 会社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。

3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の２か月前までに保険契約者に通知します。

4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。

(1) 第２項の特約の支払事由の変更を承諾する方法

(2) 支払事由変更日の前日に解約する方法

5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第１号の方法が指定されたものとみなします。

第17条（管轄裁判所）

この特約の介護年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第18条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主契約の規定を準用します。

第19条（主契約に質権が設定される場合の特則）

1 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。

2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第20条（主契約が保険料一時払の契約である場合の特則）

この特約が保険料一時払の主契約に付加された場合には、第２条（介護年金の支払）第１項中、「主契約の保険料払込期間経過後であること」とあるのを「契約日以後であること」と読み替えます。

第21条（積立利率変動型の保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型の保険に付加されている場合には、第２条（介護年金の支払）第５項の主契約の保険金額は増加死亡保険金額を含んだ金額とします。

第22条（主契約に介護保障移行特約または介護年金移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合またはこの特約が付加された主契約が介護年金移行特約により介護年金支払に移行した場合には、移行部分についてこの特約は消滅します。

第23条（主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、第１回介護年金の支払日が、特別条件付保険特約条項第２条（特別条件）第１項第１号ア．に定める保険金削減期間中であるときには、この特約の介護年金を支払いません。この場合、この特約の介護年金の請求がなかったものとして取り扱います。

第24条（主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約をリビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金の請求とこの特約の介護年金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金は支払いません。

第25条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が生存給付金特則の付加された米国ドル建終身保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　第２条（介護年金の支払）第５項中、「主契約の保険金額」を「主契約の死亡保険金額」と読み替えます。この場合、第１回介護年金の支払日以後に生存給付金支払日が到来するときは、その生存給付金支払日に支払われる生存給付金の金額については、同項の規定にかかわらず、主契約の死亡保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。

⑵　第２条（介護年金の支払）第６項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。

⑶　第２条（介護年金の支払）第11項中、「主契約の保険金」を「主契約の死亡保険金」と読み替えます。

第26条（主契約に付加された終身保険特約の取扱）

この特約が付加されている主契約に終身保険特約が付加されている場合、終身保険特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　第２条（介護年金の支払）第１項の支払事由に関する規定中、「主契約」を「主契約および終身保険特約」と、同項の受取人に関する規定中、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人」と、それぞれ読み替えます。

⑵　第２条（介護年金の支払）第５項中、「主契約の保険金額」を「終身保険特約の特約保険金額」と読み替えます。

⑶　第２条（介護年金の支払）第６項中、「主約款に定める保険金」を「終身保険特約条項に定める特約保険金」と、「主約款に定める高度障害保険金」を「終身保険特約条項に定める特約高度障害保険金」と、「主約款の規定により高度障害保険金」を「終身保険特約条項の規定により特約高度障害保険金」と、それぞれ読み替えます。

⑷　第２条（介護年金の支払）第７項中、「主約款に定める保険金」を「終身保険特約条項に定める特約保険金」と、「主契約の保険金額」を「終身保険特約の特約保険金額」と、それぞれ読み替えます。

⑸　第２条（介護年金の支払）第９項および第10項中、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

⑹　第２条（介護年金の支払）第11項中、「主契約の保険金の一部」を「終身保険特約の特約保険金の全部または一部」と読み替えます。
⑺　第７条（特約の復活）および第11条（特約の復旧）中、「主契約」を「主契約および終身保険特約」と、「主約款」を「主約款および終身保険特約条項」と、それぞれ読み替えます。
⑻　第23条（主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）をつぎのとおり読み替えます。

「**第23条（主契約または終身保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）**

主契約または終身保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、第１回介護年金の支払日が、特別条件付保険特約条項第２条（特別条件）第１項第１号ア．に定める保険金削減期間中であるときには、この特約の介護年金を支払いません。この場合、この特約の介護年金の請求がなかったものとして取り扱います。」

第27条（逓増定期保険に付加する場合の特則）

1　この特約は、この特約を付加する逓増定期保険が払済保険に変更されている場合にのみ付加することができます。
2　この特約が逓増定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
⑴　第１条（特約の締結）第１項の規定は適用しません。
⑵　第１条（特約の締結）第３項をつぎのとおり読み替えます。
「３　この特約の責任開始期は、会社がこの特約を付加した日とします。」

備考

1．公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

2．要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法第19条（平成９年12月17日法律第123号）に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分について市町村の認定をいいます。

3．要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法第28条第２項（平成９年12月17日法律第123号）に定義される要介護認定の更新をいいます。

4．薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分　類　項　目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

附則　対象となる要介護４または５の状態

対象となる要介護４または５の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年４月30日　厚生省令第58号）」第１条第１項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護４	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護５	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

特別条件付保険特約条項　目次

第１条　特約の適用
第２条　特別条件
第３条　契約内容の変更の制限
第４条　特別保険料領収法の条件を付加した保険契約の解約返戻金
第５条　積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
第６条　特約の消滅

特別条件付保険特約条項

第１条（特約の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）または特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないと認めたときは、会社は、この特約を主契約に付加して適用します。

第２条（特別条件）

１　この特約が付加された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を付加します。

⑴　保険金・給付金削減支払法

ア．会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡しまたは高度障害状態（別表１）に該当し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の規定により保険金が支払われるときは、契約日（特約が中途付加されたときは、その特約の責任開始の日）または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表２）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内
１年	50%	—	—	—	—
２年	30%	60%	—	—	—
３年	25%	50%	75%	—	—
４年	20%	40%	60%	80%	—
５年	15%	30%	45%	60%	80%

イ．会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が入院または手術を受け、主約款または特約条項の規定により給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金日額に前ア．に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表２）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき入院給付金日額を基準として、給付金を支払います。

⑵　特別保険料領収法

保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。なお、主約款または特約条項の規定によって主契約または特約の保険料の払込が免除された場合は、その主契約または特約の保険料についての特別保険料の払込を免除します。

⑶　特定部位・特定疾病不担保法

別表６に定める身体部位および特定疾病のうち、会社が指定した部位に生じた疾病または会社が指定した疾病（これと医学上重要な因果関係があると会社が認めた疾病を含みます。）の治療を目的とする入院または手術については、給付金を支払いません。ただし、感染症（別表10）の治療を目的とする入院または手術の場合を除きます。

また、被保険者が不担保期間満了の日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

２　前項第１号の条件が付加された主契約または特約について、主約款または特約条項の規定により年金月額または年金現価を支払うときは、これらについても前項第１号ア．の規定を準用します。

第３条（契約内容の変更の制限）

１　この特約が付加された保険契約については、主約款および特約条項に規定する契約内容の変更等のうち、つぎの各号の取扱は行いません。

⑴　払済保険への変更（保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限ります。）

⑵　延長定期保険への変更

⑶　原保険契約への復旧

⑷　主契約または特約の保険期間の変更

⑸　保険料払込期間の変更

⑹　新医療保険の保険期間満了時における保険期間の延長

⑺　米国ドル建年金支払型特殊養老保険における年金開始日の繰下げ

２　主契約に付加された特約のみに特別条件が適用されているときは、前項の規定にかかわらず、前項第１号から第３号の取扱を行います。

３　この特約が付加されている保険契約における主契約または特約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　前条第１項第１号に定める特別条件が適用されている場合には、主約款または特約条項の規定にかかわらず、主契約または特約の保険期間満了の日までに保険金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の主契約または特約には更新前に付加した特別条件は適用されません。

⑵　前条第１項第２号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の主契約または特約の特別保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の主契約または特約の保険期間に基づいて計算します。

第４条（特別保険料領収法の条件を付加した保険契約の解約返戻金）

この特約により特別保険料領収法の条件を付加した場合で、特別保険料に対する解約返戻金があるときは、特別保険料に対する解約返戻金を、主約款または特約条項の規定による解約返戻金に加算して取り扱います。

第５条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。

⑴　第２条（特別条件）第１項第１号ア．中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。

⑵　第３条（契約内容の変更の制限）第１項第１号をつぎのとおり読み替えます。

「⑴　払済保険への変更（特別保険料の払込期間中、保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限ります。）　」

第６条（特約の消滅）

会社が、第２条（特別条件）第１項に定める条件が付加されている主契約または特約について、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合することを承諾した場合、この特約は将来に向かって消滅します。

特定障害不担保特約条項

第１条（特約条項の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）およびつぎの各号に定める特約を主契約に付加して締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款（主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下、「主約款等」といいます。）のほか、この特約条項を適用します。

(1) 平準定期保険特約
(2) 無解約返戻金型平準定期保険特約
(3) 災害死亡給付特約
(4) 傷害特約
(5) 疾病障害による保険料払込免除特約
(6) 家族収入特約
(7) 特定疾病保障終身保険特約
(8) 特定疾病保障定期保険特約
(9) 終身保険特約
(10) 高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）
(11) 米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）

第２条（不担保とする特定障害）

この特約により不担保とする特定障害（以下、「特定障害」といいます。）は、視力障害または聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 視力障害

被保険者が主約款等に定める高度障害状態または身体障害の状態（これらの状態を以下、「身体の障害状態」といいます。）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「１眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める高度障害保険金、高度障害年金（高度障害療養加算年金を含みます。以下、同じとします。）、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金（特約高度障害療養加算年金を含みます。以下、同じとします。）および障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、高度障害年金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

(2) 聴力障害

被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「１耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

第３条（主契約または特約が更新される場合等の特則）

１ この特約条項が適用される主契約または特約が更新され継続するときは、更新後の主契約または特約についてもこの特約条項を適用します。この場合、更新後の主契約または特約に適用される特定障害は、更新前の主契約または特約における特定障害と同一とします。

２ 前項の規定は、つぎの各号に定める場合に準用します。

(1) 主約款等の規定により、主契約または特約が更新の取扱に準じて会社の定める他の保険契約または特約に変更され継続するとき
(2) 主契約が新医療保険の場合で、主約款等に定める保険期間満了時における保険期間の延長の規定により、主契約または特約の保険期間を延長するとき

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項　目次

この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　選択することができる支払方法
第３条　年金基金の設定または保険金等の据置
第４条　年金受取人または据置保険金等の受取人
第５条　年金証書および据置保険金等にかかる証書
第６条　年金支払日
第７条　据置期間
第８条　年金の種類
第９条　据置の内容
第10条　年金の分割支払
第11条　年金または据置保険金等の一時支払
第12条　年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続
第13条　法定相続人または死亡一時金受取人の代表者
第14条　成年後見等の開始
第15条　特約の内容変更
第16条　特約の解約
第17条　特約の消滅
第17条の２　重大事由による解除
第18条　年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付
第19条　年齢の計算
第20条　年齢および性別の誤りの処理
第21条　契約者配当
第22条　管轄裁判所
第23条　主約款の規定の準用
第24条　積立利率変動型終身保険に付加された場合の特則
第25条　低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加された場合の特則
第26条　米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等について、一時支払にかわる支払方法により支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第１条（特約の締結）

１　この特約は、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。

２　同一の保険金等について受取人が２人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

３　第１項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第２条（選択することができる支払方法）

１　この特約の締結により選択することができる支払方法は、つぎの各号のいずれかとし、詳しくは、この特約条項の規定に定めるところによるものとします。

⑴　年金支払。ただし、つぎの種類に限ります。

ア．保証期間付夫婦連生終身年金

イ．保証期間付終身年金

ウ．確定年金（年金支払期間指定型）

エ．確定年金（年金額指定型）

⑵　据置支払

2　前項に定める支払方法を選択するには、その支払方法について会社の定める方法により計算される年金額または据え置かれる保険金等の額が、会社所定の金額以上であることを要します。

3　第１項第１号ア．に定める支払方法を選択するには、第８条（年金の種類）第１項第１号に定める配偶者の同意を得ることを要します。

第３条（年金基金の設定または保険金等の据置）

1　保険金等の支払事由が発生したときは、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当し、または据え置きます。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。

2　この特約において保険金等とは、つぎの各号のいずれかとします。ただし、第１号においてア．の保険金が支払われない場合または第２号においてア．の解約返戻金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。

⑴　受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計

ア．主契約および主契約に付加された特約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。）

イ．主契約に付加された特約の給付金

ウ．主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金

エ．その他、前ア．の保険金の支払時に会社が支払う金額

⑵　受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計

ア．主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の固有の解約または減額の規定により行われた主契約または主契約に付加されている特約の解約または減額による解約返戻金。ただし、それぞれつぎの日に行われる解約または減額による解約返戻金に限るものとします。

①　主契約については、主契約の契約日からその日を含めて５年経過後（主契約の契約日からその日を含めて５年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日

②　主契約に付加されている特約については、その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて５年経過後（その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて５年よりもその特約の保険料払込期間が短い場合には、その特約の保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日

イ．前ア．に伴うまたは前ア．と同時に行われた、主契約に付加されている特約の解約、減額または消滅による解約返戻金

ウ．主契約または主契約に付加されている特約の前納保険料の清算金

エ．その他前ア．の解約返戻金の支払時に会社が支払う金額

オ．会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

3　前項の規定にかかわらず、月払契約、年払契約または半年払契約である養老保険および米国ドル建年金支払型特殊養老保険の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金は、据置支払については、前項第２号ア．に定める金額に当たりません。

第４条（年金受取人または据置保険金等の受取人）

1　この特約の年金受取人は、つぎの各号に定めるところによります。ただし、年金受取人が法人の場合には第８条（年金の種類）第１項第１号に定める保証期間付夫婦連生終身年金および同条同項第２号に定める保証期間付終身年金の取扱をしません。

⑴　前条第２項第１号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合

……年金開始日において会社の定めた範囲内の年齢である年金基金に充当された保険金等の受取人とします。

(2) 前条第２項第２号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
……年金開始日において会社の定めた範囲内の年齢である主契約の保険契約者とします。

2 この特約の締結によって据え置かれる保険金等（以下、「据置保険金等」といいます。）の受取人（以下、「据置保険金等の受取人」といいます。）は、その保険金等の受取人とします。

3 この特約の年金受取人および据置保険金等の受取人を前２項に定める者以外の者に変更することはできません。

第５条（年金証書および据置保険金等にかかる証書）

1 第３条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。

2 第３条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により保険金等が据え置かれたときは、会社は据置保険金等にかかる支払期間その他必要事項を記載した証書を据置保険金等の受取人に交付します。

第６条（年金支払日）

1 第３条（年金基金の設定または保険金等の据置）第２項第１号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第１回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。

2 第３条（年金基金の設定または保険金等の据置）第２項第２号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金開始日は、第３条（年金基金の設定または保険金等の据置）第２項第２号ア．に定める解約または減額の日とします。

3 第２回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第７条（据置期間）

据置保険金等を据え置く期間（以下、「据置期間」といいます。）は、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間とします。

第８条（年金の種類）

1 年金の種類はつぎの各号のいずれかとし、この特約の締結の際、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の、保険金等の支払事由発生後は年金受取人の申し出によって定めます。

(1) 保証期間付夫婦連生終身年金
あらかじめ定めた一定期間（以下、「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人の生存期間中、一定の年金（以下、「夫婦年金」といいます。）を支払います。年金受取人の死亡後は、夫婦年金の支払事由に定める配偶者の生存期間中、夫婦年金を支払います。

名称	支　払　事　由	支払額	受取人	免責事由
夫婦年金	年金受取人または年金基金設定日に年金受取人と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者（以下、「配偶者」といいます。）が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人または年金受取人が死亡したときは配偶者	配偶者の故意による年金受取人の致死

名称	支　払　事　由	支払額	受取人	免責事由
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		死亡一時金受取人の故意による年金受取人または配偶者の致死

(2)　保証期間付終身年金

保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。

名称	支　払　事　由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	——
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

(3)　確定年金

保険契約者または年金受取人の指定するつぎのいずれかの型により、一定の年金を支払います。

ア．確定年金（年金支払期間指定型）

指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金を、支払います。

名称	支　払　事　由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	——
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

イ．確定年金（年金額指定型）

指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中、支払います。

名称	支　払　事　由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金額に従い定まる年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	指定された年金額	年金受取人	——
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金額に従い定まる年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金額に従い定まる年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

2　年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。

3　第１項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。

4　前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5　第３項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。

6　前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

7　第３項および前項の通知をするときは、請求書類（別表４）を会社に提出してください。

8　年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金の場合、第３項および第５項の死亡一時金受取人の変更は、配偶者の同意がなければ、その効力を生じません。

9　第３項または第５項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。

10　死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。

11　前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。

12　前２項により死亡一時金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

13　年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が戸籍上の異動により第１項の規定に該当しなくなったときは、つぎのとおりとします。

⑴　年金受取人は、請求書類（別表４）を会社に提出してください。

⑵　会社は、年金の種類をつぎに定める年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。

ア．年金基金設定日以後保証期間中の最後の年金支払日前

保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金

イ．保証期間経過後

終身年金

14　年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が年金支払開始日前に死亡したときは、つぎのとおりとします。

⑴　年金受取人は、請求書類（別表４）を会社に提出してください。

⑵　会社は、年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。

15　第１項において、保証期間中に免責事由に該当して夫婦年金を支払わない場合には、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は年金受取人が死亡した時にさかのぼって消滅します。

16　前項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第９条（据置の内容）

1　第３条（年金基金の設定または保険金等の据置）第１項の規定により保険金等を据え置いた場合には、据置期間、保険金等を会社に据え置き、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息を支払います。

2　前項の規定による据置支払については、据置開始時における会社所定の利率および計算方法により、計算します。

3　会社は、主務官庁に届け出て、前項に定める利率を将来に向かって変更することがあります。ただし、本項の規定により前項に定める利率を変更する場合には、会社はその旨を、前項に定める利率の変更日の１か月前までに据置保険金等の受取人に通知します。

4　据置期間中に、据置保険金等の受取人が死亡したときは、第２項に定める利率および計算方法による据置保険金等の受取人の死亡時の据置保険金等を、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

5　前項の場合、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人については、前条第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第10条（年金の分割支払）

1　年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、１年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、１回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。

2　前項の場合、保証期間付夫婦連生終身年金において年金受取人が死亡しかつ配偶者がすでに死亡していた場合、または配偶者が死亡しかつ年金受取人がすでに死亡していた場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してそれぞれの法定相続人に支払います。

3　第１項の場合、保証期間付終身年金および確定年金において年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

4　第２項の年金受取人および配偶者の死亡時の法定相続人ならびに第３項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第８条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第11条（年金または据置保険金等の一時支払）

1　年金受取人は保証期間中または確定年金の年金支払期間中の年金の支払にかえて、保証期間または確定年金の年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。

2　前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金（夫婦年金を含みます。）はそのまま存続します。この場合、年金証書に表示します。

3　第１項の規定により確定年金において会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅しま

す。

4　据置保険金等の受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申し出がない限り、据置支払を取りやめてその時の据置保険金等の一部または全部を一時金として請求することができます。

5　前項の規定により会社が据置保険金等の全部を一時金として支払った場合には、この特約は消滅します。

第12条（年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続）

年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第13条（法定相続人または死亡一時金受取人の代表者）

1　法定相続人または死亡一時金受取人が２人以上あるときは、代表者を１人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。

2　前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の１人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第14条（成年後見等の開始）

1　年金受取人、死亡一時金受取人または据置保険金等の受取人（以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。）について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。

2　前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第15条（特約の内容変更）

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

(2)　年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第16条（特約の解約）

1　この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(2)　年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2　年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第17条（特約の消滅）

1　主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。

2　第８条（年金の種類）の規定により死亡一時金が支払われたときまたは第９条（据置の内容）第４項の規定により据置保険金等が支払われたときは、この特約は消滅します。

第17条の２（重大事由による解除）

1　この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

2　年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第18条（年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付）

年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付は取り扱いません。

第19条（年齢の計算）

年金受取人および配偶者の年齢は、満年で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。

第20条（年齢および性別の誤りの処理）

年金受取人および配偶者の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における年金、死亡一時金または据置保険金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（積立利率変動型終身保険に付加された場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、積立金に付利する利率を定期的に更改する仕組みは適用しないものとします。この場合には、会社所定の利率を適用します。

第25条（低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加された場合の特則）

この特約が低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、積立金に付利する利率を定期的に更改する仕組みは適用しないものとします。この場合には、会社所定の利率を適用します。

⑵　第３条（年金基金の設定または保険金等の据置）第２項第１号ア．をつぎのとおり読み替えます。

「ア．主契約および主契約に付加された特約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。また、主契約に生存給付金特則が付加されている場合、生存給付金を含むものとします。）」

第26条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建終身保険に付加されている場合には、第３条（年金基金の設定または保険金等の据置）第２項第１号ア．をつぎのとおり読み替えます。

「ア．主契約および主契約に付加された特約の保険金（主契約の生存給付金を含みます。ただし、この特約の締結または主契約の普通保険約款によって据え置かれた保険金または生存給付金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。）」

指定代理請求特約条項　目次

この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　特約の対象となる保険金等
第３条　指定代理請求人の指定および変更指定
第４条　指定代理請求人等による保険金等の請求
第５条　告知義務違反による解除および重大事由による解除
第６条　特約の解約
第７条　主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱
第８条　主契約が更新される場合の特則
第９条　無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則
第10条　生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則
第11条　保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第１条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主たる被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。

第２条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

(1)　主たる被保険者と受取人が同一人である保険金等
(2)　主たる被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
(3)　その他、会社の定める保険金等

第３条（指定代理請求人の指定および変更指定）

1　この特約を付加した場合、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき１人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

(1)　主たる被保険者の戸籍上の配偶者
(2)　主たる被保険者の３親等内の親族

2　前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱いま

す。

(1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、別表４に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第４条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

(1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合

(2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合

(3) その他、前２号に準じる状態であると会社が認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第１項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。

3 保険金等の受取人が第１項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がない場合にはその受取人と生計を一にする者）が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

(1) 指定代理請求人が第１項の請求時においてすでに死亡している場合

(2) 指定代理請求人が第１項の請求時において前条第１項各号に定める範囲外である場合

(3) 指定代理請求人が指定されていない場合

4 第１項および第３項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第１項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第３項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。

6 前５項に定めるほか、指定代理請求人または第３項に定める保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に際しては、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における保険金等の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第５条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主たる被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第３項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第６条（特約の解約）

1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第７条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第８条（主契約が更新される場合の特則）

1　この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

2　前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

第９条（無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合には、第３条（指定代理請求人の指定および変更指定）第１項各号中「主たる被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則）

この特約を生存保障付連生定期保険に付加した場合には、第３条（指定代理請求人の指定および変更指定）第１項各号中「主たる被保険者」とあるのは「第１被保険者」と読み替えます。

第11条（保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

1　保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。

(1)　第１条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。

(2)　すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。

2　前項第１号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。

(1)　第２条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「**第２条（特約の対象となる保険金等）**

この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」

(2)　第３条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「**第３条（指定代理請求人の指定および変更指定）**

1　この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金１つにつき１人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。

(1)　年金受取人の戸籍上の配偶者

(2)　年金受取人の３親等内の親族

2　前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変

更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、別表４に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

(3) 第６条（特約の解約）第１項をつぎのとおり読み替えます。

「**1** 年金受取人は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。」

（平成16年７月１日制定）

団体扱特約（Ａ）条項　目次

第１条　特約の適用範囲
第２条　団体の人員数
第３条　保険料率
第４条　保険料の払込
第５条　保険料率の自動変更
第６条　特約の解除
第７条　特約の失効
第８条　契約日の特則
第９条　主約款の適用
第10条　積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合の特則

団体扱特約（Ａ）条項

第１条（特約の適用範囲）

この特約は、会社と生命保険団体扱契約（Ａ）を締結した官公署、会社、工場その他の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。以下、同じとします。）の支払を受ける者（以下、「所属員」といいます。）を保険契約者または被保険者とする保険契約で、次条に定める人員数が10名以上の場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第２条（団体の人員数）

団体の人員数とは、団体に所属するこの特約の適用を受ける保険契約の保険契約者数、団体または団体代表者を保険契約者とし当該団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者数または上記の保険契約者と被保険者とを名よせのうえ合算した人員数をいいます。

第３条（保険料率）

１　この特約の適用を受ける保険契約の保険料率は、団体の人員数によりつぎのとおりとします。

⑴　団体の人員数が20名以上の場合
　　団体扱保険料率

⑵　団体の人員数が20名未満の場合
　　特別団体扱保険料率

２　前項において、所在を異にする事業所が２以上あり事業所ごとに保険料が払い込まれる場合、いずれか１の事業所に所属する団体の人員数が20名以上であるときは、他の事業所の保険契約についても団体扱保険料率を適用します。

第４条（保険料の払込）

１　第１回保険料（第１回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。）から団体代表者または事業所代表者（以下、「団体代表者等」といいます。）を経由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、つぎの各号の日に払込があったものとして取り扱います。

⑴　第１回保険料は、つぎのいずれかの日

①　団体代表者等が、保険契約者または被保険者に支払う給与から第１回保険料に相当する金額を控除したうえで会社に払い込む場合には、第１回保険料に相当する金額を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）

②　団体代表者等が、第１回保険料に相当する金額を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第１回保険料に相当する金額を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）

③　①または②以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日

(2) 第２回以後の保険料は、団体代表者等から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日

2 第２回以後の保険料から団体代表者等を経由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、団体代表者等から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日に払込があったものとして取り扱います。

3 第１項第１号の①または②の場合、給与から控除された、または指定口座から団体の口座に振り替えられた第１回保険料に相当する金額が、実際に第１回保険料として会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申し出により当該控除または振替が取り消された場合には、当該控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

4 団体代表者等から保険料が一括して払い込まれた場合には、会社は、１通の保険料領収証を発行し、個々の領収証は発行しません。

第５条（保険料率の自動変更）

団体扱保険料率が適用されている保険契約において、団体の人員数が20名未満に減少し６か月を経過しても20名以上に戻らないときは、半年払の保険契約は個別扱保険料率が適用される保険契約に、月払の保険契約は特別団体扱保険料率が適用される保険契約に、それぞれ自動的に変更されます。この場合には、団体代表者等を通じて保険契約者に通知します。

第６条（特約の解除）

団体の人員数が10名未満に減少し３か月（年払または半年払の保険契約の場合は６か月）を経過しても10名以上に戻らないときは、この特約を解除します。ただし、団体の人員数が20名以上に達していた場合には、20名未満に減少した時から６か月間は解除しません。

第７条（特約の失効）

つぎの場合には、この特約は効力を失います。

(1) 保険契約者（団体または団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）がその所属する団体から離脱したとき。ただし、団体代表者等を経由して保険料を払い込むことのできる期間を除きます。

(2) 会社と団体との間に締結された生命保険団体扱契約（Ａ）が解除または解約されたとき

(3) 保険契約が消滅または失効したとき

(4) 保険料の自動振替貸付が行われたとき

(5) 保険料の払込を要しなくなったとき

(6) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更されたとき

第８条（契約日の特則）

1 この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

2 前項の場合において、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第９条（主約款の適用）

この特約に規定のない事項については主約款の規定によります。

第10条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用され

ている場合には、この特約条項の第８条（契約日の特則）の規定は適用しません。

（平成16年７月１日制定）

団体扱特約（Ｂ）条項　目次

第１条　特約の適用範囲
第２条　保険料率
第３条　保険料の払込
第４条　特約の解除
第５条　特約の失効
第６条　契約日の特則
第７条　主約款の適用
第８条　積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合の特則

団体扱特約（Ｂ）条項

第１条（特約の適用範囲）

この特約は、会社と生命保険団体扱契約（Ｂ）を締結した組合、連合会、同業団体等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属する者（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員を含むものとし、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員および組織を構成している会社、商店等の役職員を含むものとします。）を保険契約者とする保険契約の保険契約者数が10名以上の場合、または団体もしくは団体代表者を保険契約者とし当該団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者数が10名以上の場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第２条（保険料率）

この特約の適用を受ける保険契約の保険料率は、特別団体扱保険料率とします。

第３条（保険料の払込）

1　第１回保険料（第１回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。）から団体代表者を経由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、つぎの各号の日に払込があったものとして取り扱います。

⑴　第１回保険料は、つぎのいずれかの日

①　団体代表者が、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、同じとします。）から第１回保険料に相当する金額を控除したうえで会社に払い込む場合には、第１回保険料に相当する金額を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）

②　団体代表者が、第１回保険料に相当する金額を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第１回保険料に相当する金額を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）

③　①または②以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日

⑵　第２回以後の保険料は、団体代表者から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日

2　第２回以後の保険料から団体代表者を経由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、団体代表者から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日に払込があったものとして取り扱います。

3　第１項第１号の①または②の場合、給与から控除された、または指定口座から団体の口座に振り替えられた第１回保険料に相当する金額が、実際に第１回保険料として会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申し出により当該控除または振替が取り消された場合には、当該控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

4　団体代表者から保険料が一括して払い込まれた場合には、会社は、１通の保険料領収証を発行し、個々の領収証は発行しません。

第４条（特約の解除）

この特約の適用を受ける保険契約の保険契約者数または被保険者数が10名未満に減少し３か月（年払または半年払の保険契約の場合は６か月）を経過しても10名以上に戻らないときは、この特約を解除します。

第５条（特約の失効）

つぎの場合には、この特約は効力を失います。

(1) 保険契約者（団体または団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）がその所属する団体から離脱したとき。ただし、団体代表者を経由して保険料を払い込むことのできる期間を除きます。

(2) 会社と団体との間に締結された生命保険団体扱契約（Ｂ）が解除または解約されたとき

(3) 保険契約が消滅または失効したとき

(4) 保険料の自動振替貸付が行われたとき

(5) 保険料の払込を要しなくなったとき

(6) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更されたとき

第６条（契約日の特則）

1 この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

2 前項の場合において、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第７条（主約款の適用）

この特約に規定のない事項については、主約款の規定によります。

第８条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合には、この特約条項の第６条（契約日の特則）の規定は適用しません。

（平成16年３月１日制定）

保険料口座振替特約（01）条項　目次

第１条　特約の適用
第２条　契約日の特則
第３条　保険料の払込
第４条　保険料口座振替不能の場合の取扱
第５条　諸変更
第６条　特約の消滅
第７条　主約款の適用
第８条　積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合の特則

保険料口座振替特約（01）条項

第１条（特約の適用）

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、つぎに定める要件をみたす場合に適用します。

(1)　保険契約者の指定する預金口座等（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置されていること

(2)　保険契約者が提携金融機関に対し、この特約を適用する保険契約の保険料（特約の保険料を含みます。以下同様とします。）を指定口座から会社の預金口座に振り替えるよう依頼すること

第２条（契約日の特則）

１　この特約を適用し、第１回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期の規定中、「第１回保険料を受け取った」とあるのを「第１回保険料を振り替えた」と読み替えるものとします。

２　月払契約において保険契約締結時からこの特約が適用される場合には、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月１日を保険契約の保険期間の開始日および契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。

３　会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生した場合には、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、不足分をその保険金または給付金から差し引きます。

第３条（保険料の払込）

１　保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社の定めた日（ただし、第２回以後の保険料の口座振替を行なう場合は、払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

２　前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

３　同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

４　保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

５　口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第４条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

１　振替日に第１回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第１回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

２　振替日に第２回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。

⑴　月払契約の場合、翌月の振替日に再度翌月分とともに２カ月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が２カ月分の保険料相当額に満たない場合には、１カ月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月を過ぎた保険料について払込があったものとします。

⑵　年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

３　前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、払込期月を過ぎた保険料を主約款に定める猶予期間中に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第５条（諸変更）

１　保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の預金口座等に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出て下さい。

２　保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。この場合には、保険契約者は、他の払込方法〈経路〉を選択して下さい。

３　提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは他の払込方法〈経路〉を選択して下さい。

４　会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第６条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

⑴　保険契約が消滅または失効したとき

⑵　保険料の自動振替貸付が行なわれたとき

⑶　保険料の払込を要しなくなったとき

⑷　他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき

⑸　第１条に定める要件を欠いたとき

第７条（主約款の適用）

この特約に規定のない事項については、主約款の規定を適用します。

第８条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合には、この特約条項の第２条（契約日の特則）第２項および第３項の規定は適用しません。

別表１　対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考１．参照）

⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考２．参照）

⑶　中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考３．参照）

⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考４．参照）

⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考４．参照）

⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考４．参照）

⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（備考４．参照）

（備考）

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

⑶　視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③　声帯全部の摘出により、発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

３．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

４．上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表１によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年３月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表２の分類項目のものをいいます（ただし、表２の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表１　急激・偶発・外来の定義

用語	定　　義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表２　分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
１．交通事故（Ｖ01～Ｖ99）	
２．不慮の損傷のその他の外因（W00～Ｘ59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（Ｘ00～Ｘ09）	
・熱および高温物質との接触（Ｘ10～Ｘ19）	
・有毒動植物との接触（Ｘ20～Ｘ29）	
・自然の力への曝露（Ｘ30～Ｘ39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（Ｘ30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)		除外項目等
	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（Ｘ40～Ｘ49）	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（Ｘ50～Ｘ57）	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（Ｘ50）中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動（Ｘ51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（Ｘ52） ・食糧の不足（Ｘ53） ・水の不足（Ｘ54）
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（Ｘ58～Ｘ59）	
３．加害にもとづく傷害および死亡（Ｘ85～Ｙ09）		
４．法的介入および戦争行為（Ｙ35～Ｙ36）		※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑（Ｙ35.5）
５．内科的および外科的ケアの合併症（Ｙ40～Ｙ84）		※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Ｙ40～Ｙ59）によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Ｙ60～Ｙ69）	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Ｙ70～Ｙ82）によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Ｙ83～Ｙ84）	

備　考

１．表２の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表２の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表２の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。

２．「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表３　対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（備考１．参照）
⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考２．参照）
⑶　１上肢を手関節以上で失ったか、または１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（備考３．参照）
⑷　１下肢を足関節以上で失ったか、または１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（備考３．参照）
⑸　10手指の用を全く永久に失ったもの（備考４．⑴および⑶参照）
⑹　１手の５手指を失ったか、または第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの（備考４．⑴および⑵参照）
⑺　10足指を失ったもの（備考５．参照）
⑻　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考６．参照）
⑼　呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考７．参照）
⑽　恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考８．⑴参照）
⑾　心臓に人工弁を置換したもの（備考８．⑵参照）
⑿　腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考９．参照）
⒀　ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10．⑴および⑵参照）
⒁　直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10．⑶および⑷参照）

（備考）

１．眼の障害（視力障害）
⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
⑶　視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．耳の障害（聴力障害）
⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メーターで行います。
⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

３．上・下肢の障害
⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4．手指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶　「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

5．足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

7．呼吸器の障害

⑴　「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量１秒率が20％以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。

⑵　「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

8．心臓の障害

⑴　「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

⑵　「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

9．腎臓の障害

⑴　「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml／分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg／dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。

⑵　「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

⑶　「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10．ぼうこうまたは直腸の障害

⑴　「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。

⑵　「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。

⑶　「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。

⑷　「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

＜身体部位の名称図＞

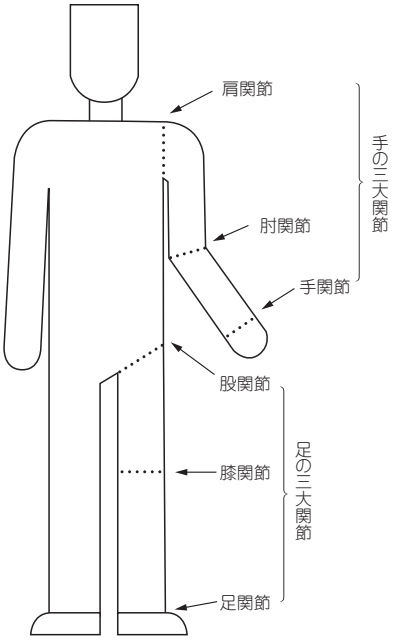
肩関節
肘関節
手関節
手の三大関節
股関節
膝関節
足関節
足の三大関節

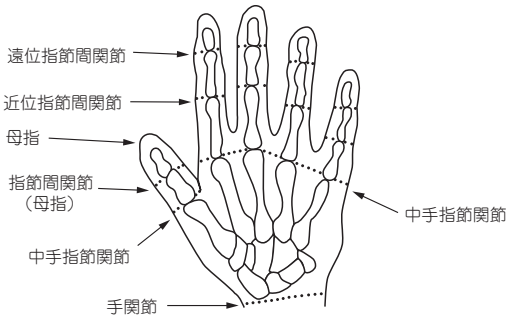
遠位指節間関節
近位指節間関節
母指
指節間関節
（母指）
中手指節関節
手関節
中手指節関節

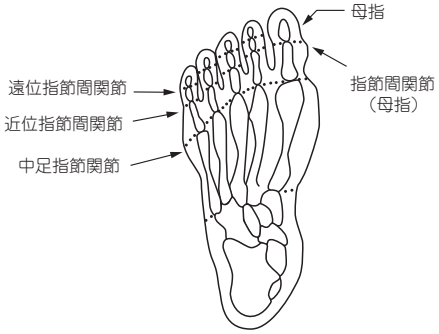
母指
遠位指節間関節
近位指節間関節
中足指節関節
指節間関節
（母指）

別表４　請求書類

〔Ⅰ〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 特約死亡保険金 家族年金 特約家族年金 災害死亡保険金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (11) 最終の保険料領収証 (12) 保険証券
高度障害保険金 特約高度障害保険金 高度障害年金 特約高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 障害給付金受取人の戸籍抄本 (8) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 高度障害年金受取人の印鑑証明書 (10) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (11) 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (12) 最終の保険料領収証 (13) 保険証券
満期保険金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

請求項目	手続書類
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院初期加算給付金 見舞給付金（入院による場合） 成人病入院給付金 ５大生活習慣病入院給付金 女性疾病入院給付金 がん入院給付金 がん治療給付金 がん経過観察給付金 がん診断一時金 上皮内がん診断一時金 入院一時金 長期入院給付金 通院給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 入院した病院または診療所の入院証明書（通院給付金の場合、通院した病院または診療所の通院証明書）＊ (5) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
手術給付金 手術・放射線治療給付金 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金 見舞給付金（手術による場合） 成人病手術給付金 ５大生活習慣病手術・放射線治療給付金 がん手術給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

請求項目	手続書類
特定損傷給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 特定損傷給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
介護年金 特約介護年金 介護給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 介護年金・介護給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 介護年金・介護給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 介護年金・介護給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
死亡給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
健康祝金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 健康祝金の受取人の戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 健康祝金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 介護保障証書
年金	(1) 請求書＊ (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書

請求項目	手続書類
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
契約者貸付	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
リビング・ニーズ特約による保険金請求	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) リビング・ニーズ特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) リビング・ニーズ特約による保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の印鑑証明書（被保険者が請求する場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
介護前払特約による介護年金請求	(1) 請求書＊ (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
低解約返戻金型積立利率変動型終身保険および米国ドル建終身保険の生存給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 生存給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生存給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 生存給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券

請求項目	手続書類
無事故給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
特定疾病保険金 特約特定疾病保険金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 特定疾病保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
指定代理請求特約による保険金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合）
保険料払込免除特約による保険料払込免除・既払込保険料相当額の支払	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。） (5) 保険契約者の印鑑証明書（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。） (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
死亡時支払金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡時支払金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡時支払金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡時支払金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	手続書類
被保険者の死亡の報告および解約返戻金相当額の支払	(1) 死亡報告書および請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本 (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第１回年金の場合のみ） (7) 年金証書（第１回年金の場合は保険証券）
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

（備考）

1．上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。

2．上記の書類は、会社に提出してください。

3．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

4．この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。

5．官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔

慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。）の請求の際、第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類も必要とします。ただし、これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金または高度障害年金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。

(1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
保険契約の復活	(1) 申込書＊ (2) 被保険者についての告知書＊
契約内容の変更 (1) 保険金額、基準保険金額、基本入院給付金日額または年金額の減額、増額（復旧） (2) 年金月額の減額 (3) 保険料払込方法＜回数＞の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間の変更 (6) 払済保険への変更 (7) 延長定期保険への変更 (8) 生存給付金支払日の変更 (9) 年金開始日の繰上げ・繰下げ	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書＊（会社が特に提出を求めた場合）
会社への通知による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更 会社への通知による後継年金受取人の指定・変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券または年金証書
遺言による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券または年金証書
保険契約者の変更	(1) 請求書＊ (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
年金種類の変更	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）

請　求　項　目	手　　続　　書　　類
指定代理請求人の変更指定	(1)　請求書＊ (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　指定代理請求人の住民票
受取人による保険契約または特約の存続	(1)　請求書＊ (2)　保険契約者の同意を証する書類 (3)　保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4)　債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

（備考）

1．前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

別表６　特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病

身体部位の名称	
1	眼　　球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲　状　腺
7	胃および十二指腸（当該部位の手術にともない、空腸の手術を受けた場合、空腸を含む。）
8	小腸および大腸
9	盲腸（虫様突起を含む。）
10	直腸および肛門
11	肝臓、胆嚢および胆管
12	膵　　臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術にともない、胸郭の手術を受けた場合には、胸郭を含む。）
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前　立　腺
18	卵巣、卵管および子宮付属器
19	子宮（帝王切開を受けた場合に限る。）
20	乳房（乳腺を含む。）
21	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
22	頸椎部（当該神経を含む。）
23	胸椎部（当該神経を含む。）
24	腰椎部（当該神経を含む。）
25	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む。）
26	左肩関節部
27	右肩関節部
28	左股関節部
29	右股関節部
30	左上肢（左肩関節部を除く。）
31	右上肢（右肩関節部を除く。）
32	左下肢（左股関節部を除く。）
33	右下肢（右股関節部を除く。）
34	子宮（異常分娩が生じた場合を含む。）
35	皮　　膚
36	眼球および眼球付属器
特定疾病の名称	
37	異常妊娠、異常分娩
38	外傷にともなう合併症、後遺症

別表10　感染症

「感染症」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

Memo

Memo

Memo

Memo

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

・この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

・（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/）

・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

2018年4月版

ベルマーク運動

ジブラルタ生命は
ベルマーク運動に
協賛しています

引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 0120-37-2269（ミナジブロック） 通話料無料

募集代理店を通じて
ご加入されたお客様 0120-78-2269（ナンバージブロック） 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ http://www.gib-life.co.jp/

日本におけるプルデンシャル・ファイナンシャルのホームページ http://www.prudential.jp/

お問い合わせ先（担当者）

アイテムコード：101－1894C

前改2015.10

2018.4.1DP_B5－032　6,000　Gi－C－2018－054（YK：2021.9.30）